

令和7年度

多気町環境基本調査業務委託

報告書

令和8年3月

多気町

目 次

1. 業務概要	1
1-1 業務名	1
1-2 業務目的	1
1-3 業務履行場所	1
1-4 業務履行期間	1
2. 業務内容	1
2-1 調査対象および調査内容	1
2-2 分析項目および分析方法	8
3. 比較基準等	9
3-1 環境基準（水質汚濁に係る環境基準）	9
3-2 排水基準及び上乗せ基準	14
3-3 水道水質基準（農薬類）	15
3-4 ダイオキシン類環境基準等	17
4. 調査結果	18
4-1 櫛田川調査結果	18
4-2 丹生川調査結果	27
4-3 星ヶ丘川調査結果	29
4-4 片野川調査結果	33
4-5 朝柄川調査結果	35
4-6 濁川調査結果	37
4-7 相可川調査結果	39
4-8 佐奈川調査結果	42
4-9 河田川調査結果	49
4-10 外城田川調査結果	51
4-11 土羽の旧灰捨て場調査結果	56
4-12 湖沼水調査結果	58
4-13 排水調査結果	63
4-14 ダイオキシン類調査結果	65
4. まとめ	66

1. 業務概要

1-1 業務名

令和7年度 多気町環境基本調査業務委託

1-2 業務目的

本業務は、多気町内の河川、湖沼及び主要事業所排水の水質測定を実施し、水質環境状況を把握することを目的とした。

1-3 業務履行場所

多気町地内

1-4 業務履行期間

令和7年5月7日から令和8年3月26日

2. 業務内容

2-1 調査対象および調査内容

本業務は、仕様書に基づき実施した。

調査地点は広域図を図 2-1(1)に詳細図を図 2-1(2)～図 2-1(4)に示し、調査対象箇所および調査内容は、表 2-1(1)～表 2-1(2)に示すとおりである。

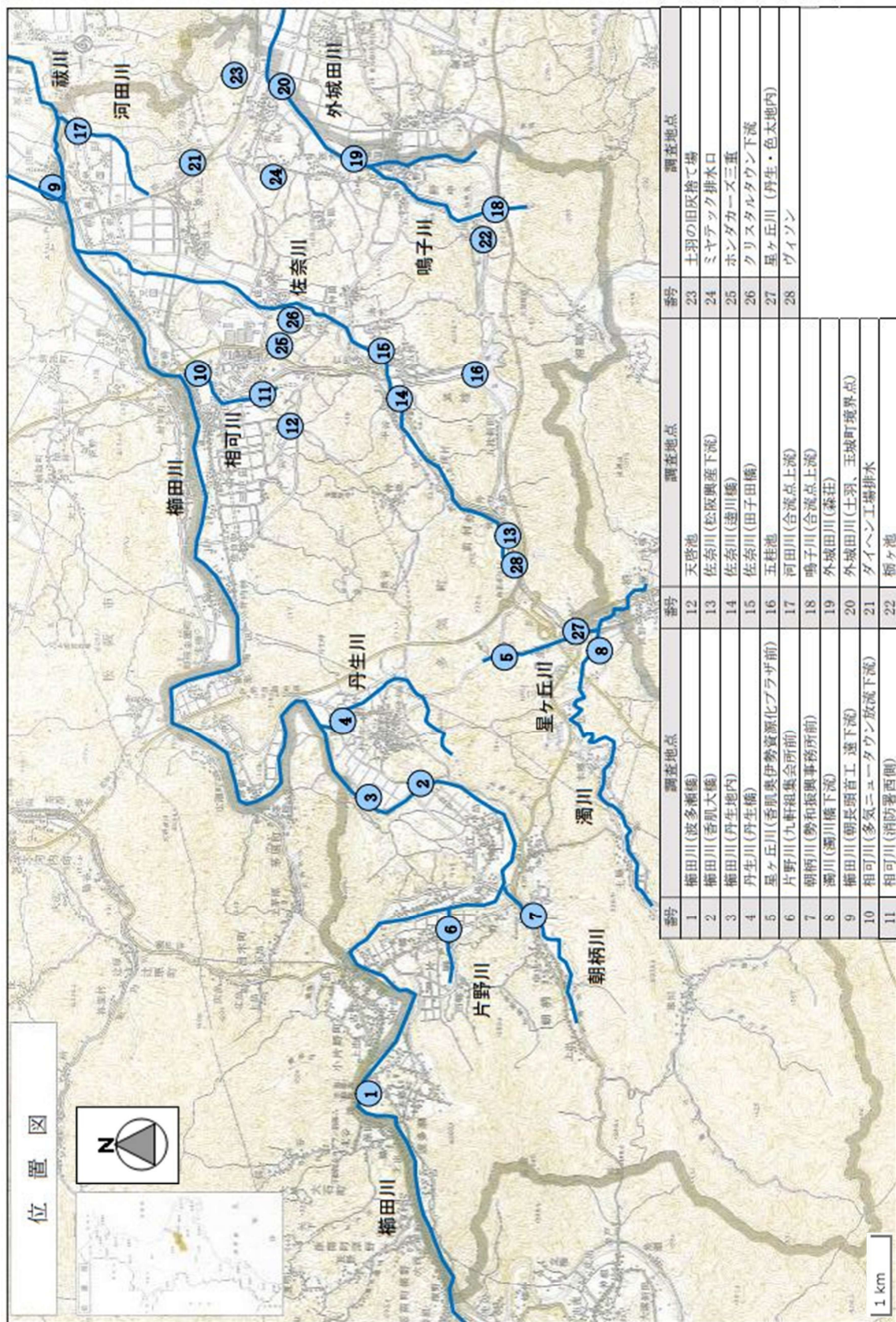


図 2-1(1) 調査地点図 (広域図)

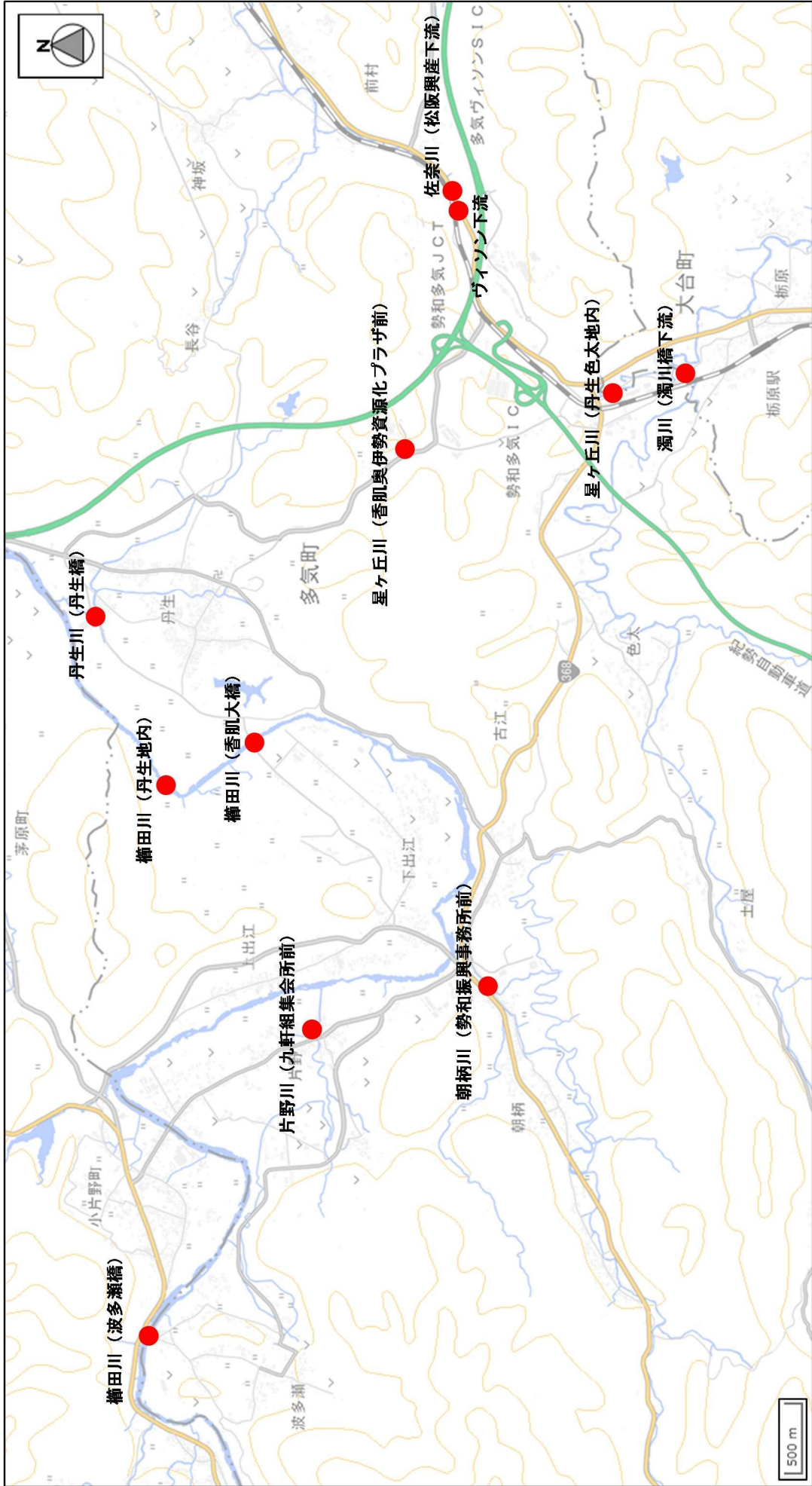


図 2-1(2) 調査地点図



图 2-1 (4) 調査地点图

表 2-1(1) 水質調査項目および調査月（旧勢和村管内）

区	調査地点	調査項目	調査月	調査回数	
旧勢和村管内	櫛田川 (河川水)	・波多瀬橋 ・香肌大橋	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・透視度・水温・気温	5・7・9・ 11・1・3 月	6回
		・丹生地内	pH・BOD・COD・SS・n-ヘキササン抽出物質・大腸菌・全窒素・全りん・水温・気温	6月 11月	2回
			フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マンガ ン・クロム含有量・フッ素・カドミウム・全シ アン・有機りん・鉛・ヒ素・総水銀・六価クロム	11月	1回
	丹生川 (河川水)	・丹生橋	pH・BOD・COD・SS・n-ヘキササン抽出物質・大腸菌・全窒素・全りん・水温・気温	6月 11月	2回
			フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マン ガン・クロム含有量・フッ素・カドミウム・全シ アン・有機りん・鉛・ヒ素・総水銀・六価クロム	11月	1回
	星ヶ丘川 (河川水)	・香肌奥伊勢資 源化プラザ前	pH・BOD・COD・SS・n-ヘキササン抽出物質・大腸菌・全窒素・全りん・水温・気温	6月 11月	2回
			フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マン ガン・クロム含有量・フッ素・カドミウム・全シ アン・有機りん・鉛・ヒ素・総水銀・六価クロム	11月	1回
		・丹生色太地内	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・水温・気温	5・7・9・ 11・1・3 月	6回
	片野川 (河川水)	・九軒組集会所 前	pH・BOD・COD・SS・n-ヘキササン抽出物質・大腸菌 全窒素・全りん・水温・気温	6月 11月	2回
			フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マン ガン・クロム含有量・フッ素・カドミウム・全シ アン・有機りん・鉛・ヒ素・総水銀・六価クロム	11月	1回
	朝柄川 (河川水)	・勢和振興事務 所前	pH・BOD・COD・SS・n-ヘキササン抽出物質・大腸菌・全窒素・全りん・水温・気温	6月 11月	2回
			フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マン ガン・クロム含有量・フッ素・カドミウム・全シ アン・有機りん・鉛・ヒ素・総水銀・六価クロム	11月	1回
	濁川 (河川水)	・濁川橋下流	pH・BOD・COD・SS・n-ヘキササン抽出物質・大腸菌・全窒素・全りん・水温・気温	6月 11月	2回
			フェノール類・銅・亜鉛・溶解性鉄・溶解性マン ガン・クロム含有量・フッ素・カドミウム・全シ アン・有機りん・鉛・ヒ素・総水銀・六価クロム	11月	1回

表 2-1(2) 水質調査項目および調査月 (旧多気町管内)

区	調査地点		調査項目	調査月	調査回数
旧多気町館内	櫛田川 (河川水)	・朝長頭首工 遠下流	水質管理目標設定項目(水道法第4条)のうち、 農薬類(チウラム、シマジン、ベンフラカルブ等)115項目	7月	1回
	相可川 (河川水)	・多気ニュータウン 放流下流 ・消防署西側	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・n-ヘキサン抽出物質・ 全窒素・総水銀・水温・気温	6月 11月	2回
	湖沼水	・天啓池	pH・COD・SS・DO・大腸菌・全窒素・全りん・銅・亜鉛・電気 伝導度・水温・気温		
	佐奈川 (河川水)	・松阪興産下流 ・遠川橋 ・田子田橋	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・全窒素・全りん・総水 銀・ニッケル・n-ヘキサン抽出物質・濁度・水温 ・気温		
		・ヴィソン下流	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・水温・気温		
		・クリスタルタウン下流	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・水温・気温	5・7・9・ 11・1・3月	6回
	佐奈川水系 (湖沼水)	五桂池	pH・COD・SS・DO・大腸菌・全窒素・全りん・銅・亜鉛・電気 伝導度・水温・気温	6月 11月	2回
	祓川水系 (河川水)	・河田川 (合流点上流)	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・n-ヘキサン抽出物質・ 全窒素・総水銀・水温・気温	6月 11月	2回
	外城田川水系 (河川水)	・鳴子川 (合流点上流)			
	外城田川 (河川水)	・森荘	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・水温・気温	9月12月	2回
			COD・n-ヘキサン抽出物質・全窒素・全りん・電気 伝導度	6月 11月	2回
		・土羽、玉城町 境界点	pH・BOD・SS・DO・大腸菌・水温・気温 カドミウム・鉛・六価クロム・全シアン・総水銀・砒 素・COD・n-ヘキサン抽出物質・全窒素・全りん・ 銅・亜鉛・電気伝導度・水温・気温	9月12月	2回
	外城田川水系 (工場排水)	・ダイヘン 工場排水	pH・BOD・COD・SS・大腸菌数(CFU/mL)・n-ヘ キサン抽出物質・フェノール類・銅・亜鉛・溶解性 鉄・溶解性マンガン・カドミウム・鉛・六価クロム・全 シアン・総水銀・砒素・フッ素・ほう素・アンモニア性 窒素・硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・水温・気温	6月 11月	2回
	外城田川水系 (湖沼水)	・栃ヶ池	pH・COD・SS・DO・大腸菌・全窒素・全りん・銅・亜鉛・電気 伝導度・水温・気温	6月 11月	2回
		・土羽の旧灰捨て場	pH・BOD・COD・SS・大腸菌・全窒素・全シアン・カ ドミウム・鉛・六価クロム・総水銀・砒素・水温・気 温・ダイオキシン類	10月	1回
		・ミヤテック(排水口)	ダイオキシン類	10月	1回
	・ホンダカーズ三重(排水口)	pH・BOD・SS・DO・n-ヘキサン抽出物質・全窒 素・全りん・水温・気温	6月	1回	

2-2 分析項目および分析方法

分析項目および分析方法は、表 2-2 に示すとおりとする。

表 2-2 分析項目および分析方法

分析項目	単位	分析方法
水素イオン濃度(pH)	—	JIS K0102-1 12
溶存酸素量(DO)	mg/L	JIS K0102-1 21.4
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	JIS K0102-1 18 及び 21.4
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	JIS K0102-1 17.2
浮遊物質(SS)	mg/L	昭和 46 年環告第 59 号付表 8
大腸菌数(環境水)	CFU/100mL	JIS K0102-5 5.6.2.8
大腸菌数(排水)	CFU/mL	昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号
n-ヘキサン抽出物質(環境水)	mg/L	JIS K0102-1 22.5
n-ヘキサン抽出物質(排水)	mg/L	JIS K0102-1 22.3 及び JIS K0102-1 付属書 D (参考)
濁度	度	JIS K0102-1 9
全窒素(T-N)	mg/L	JIS K0102-2 17.5
全燐(T-P)	mg/L	JIS K0102-2 18.4.6
フェノール類	mg/L	JIS K0102-4 5.2.4
銅	mg/L	JIS K0102-3 11.5 又は 6
全亜鉛	mg/L	JIS K0102-3 12.4 又は 5
溶解性鉄	mg/L	JIS K0102-3 16.5 又は 昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 2 ろ過後 ICP 質量分析法
溶解性マンガン	mg/L	JIS K0102-3 15.4 又は 5
クロム含有量	mg/L	JIS K0102-3 24.2.5
フッ素化合物	mg/L	JIS K0102-2 5.4
カドミウム	mg/L	JIS K0102-3 14.3 又は 5
全シアン	mg/L	昭和 46 年環告第 59 号付表 1
有機りん	mg/L	JIS K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3
鉛	mg/L	JIS K0102-3 13.3 又は 5
砒素	mg/L	JIS K0102-3 20.3 又は 5
総水銀	mg/L	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2
六価クロム	mg/L	JIS K0102-3 24.3.1 又は 2
電気伝導率	mS/m	JIS K0102-1 13
ニッケル	mg/L	JIS K0102-3 18.4 又は 5
ホウ素	mg/L	JIS K0102-3 5.5 又は 6
アンモニウム態窒素	mg/L	JIS K0102-2 13.6
亜硝酸態窒素	mg/L	JIS K0102-2 14.4
硝酸態窒素	mg/L	JIS K0102-2 15.8
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	JIS K 0312 (2020)
農薬類 115 項目	mg/L	平成 15 年健水発第 1010001 号

3. 比較基準等

本年度の検査結果および過年度との経年変化について河川、湖沼、事業所排水に分けて整理した。なお、調査地点ごとに以下に示す各種基準との比較を行った。

3-1 環境基準（水質汚濁に係る環境基準）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）は次表のとおりである。

多気町内では櫛田川上流（津留橋より上流）でAA類型、櫛田川下流（津留橋より上流）でA類型に、外城田川上流（大野橋より上流）でB類型、外城田川下流（大野橋より下流）でC類型に、濁川及び宮川全域でAA類型に昭和48年3月23日三重県告示第165号で指定されている。

表 3-1(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml以下	第1の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	1,000CFU/100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/l以上	—	
測定方法		規格K0102-112に 定める方法又はガ ラス電極を用いる 水質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結果 の得られる方法	規格K0102-118に定 める方法	付表8に掲げる方法	規格K0102-121.2、 21.3、21.4及び21.5 に定める方法又は 隔膜電極若しくは 光学式センサを用 いる水質自動監視 測定装置によりこ れと同程度の計測 結果の得られる方 法	規格K0102-55.6.2 (5.6.2.7は除く。)に 定める方法(ただし、 試料採取後直ちに試験 ができないときは、0 ～5℃(凍結させない) の暗所に保存し、 9時間以内に試験する ことが望ましく、12時 間以内に試験する。)	
備考							
1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数をり上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)							
2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)							
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)							
4 水道1級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。							
5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。							
6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)							
7 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3-1(2) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/1 以下	0.001 mg/1 以下	0.03 mg/1 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/1 以下	0.0006 mg/1 以下	0.02 mg/1 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/1 以下	0.002 mg/1 以下	0.05 mg/1 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/1 以下	0.002 mg/1 以下	0.04 mg/1 以下	
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

表 3-1(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大 腸 菌 数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	20CFU/100ml以下	第1の2の(2)に より水域類型ごと に指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	5mg/l以下	7.5mg/l以上	300CFU/100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/l以下	15mg/l以下	5mg/l以上	—	
C	工業用水2級 環 境 保 全	6.0以上8.5以下	8mg/l以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/l以上	—	
測定方法		規格K0102-1 12に定 める方法又はガラ ス電極を用いる水 質自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果の 得られる方法	規格K0102-1 17.2に 定める方法	付表8に掲げる方法	規格K0102-1 21.2、 21.3、21.4及び21.5に 定める方法又は隔膜 電極若しくは光学式 センサを用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程度 の計測結果の得られ る方法	規格K0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に 定める方法(ただし、試料 採取後直ちに試験がで きないときは、0～5℃ (凍結させない)の暗所 に保存し、9時間以内に 試験することが望まし く、12時間以内に試験 する。)	
備考							
<p>1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> <p>2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。</p> <p>3 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。</p> <p>4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。</p> <p>5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級、3 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-1(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	第1の2の(2)により水域 類型ごとに指定する水域
II	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01 mg/l以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲 げるもの	0.4mg/l以下	0.03 mg/l以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05 mg/l以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/l以下	0.1 mg/l以下	
測定方法		規格K0102-2 17.3, 17.4又は17.5 (17.5.3.2を除く。)に定める方法	規格K0102-2 18.4(18.4.1.4のb) を除く。)に定める方法	X
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランク トンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全磷りんの項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 3-1(5) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/1 以下	0.001 mg/1 以下	0.03 mg/1 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/1 以下	0.0006 mg/1 以下	0.02 mg/1 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/1 以下	0.002 mg/1 以下	0.05 mg/1 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/1 以下	0.002 mg/1 以下	0.04 mg/1 以下	
測定方法		規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

3-2 排水基準及び上乘せ基準

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく「排水基準を定める総理府令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)、「水質規制のあらまし」令和6年4月三重県大気・水環境課、大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和46年三重県条例第60号)は次表のとおりである。

表 3-2 排水基準及び上乘せ基準

項目	単位	最大許容限度	日間平均	県条例	備考
pH(水素イオン濃度) 但し、海域以外の公共用水域に排出されるもの	-	-	5.8以上 8.6以下	-	3、4
pH(水素イオン濃度) 但し、海域に排出されるもの	-	-	5.0以上 9.0以下	5.8以上 8.6以下	3、4
BOD(生物化学的酸素要求量)	mg/L	160	120	個別規制	5
COD(化学的酸素要求量)	mg/L	160	120	個別規制	5
SS(浮遊物質)	mg/L	200	150	個別規制	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5	-	1	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	30	-	10	
フェノール類含有量	mg/L	5	-	1	
銅含有量	mg/L	3	-	1	4
亜鉛含有量	mg/L	2	-	-	4、8
溶解性鉄含有量	mg/L	10	-	-	3、4
溶解性マンガン含有量	mg/L	10	-	-	4
クロム含有量	mg/L	2	-	-	4
大腸菌数	CFU/mL	-	800	-	
窒素含有量	mg/L	120	60	-	6、8
りん含有量	mg/L	16	8	-	7、8
備考					
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。					
2 この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用します。					
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しません。					
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しません。					
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用します。					
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを越えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用します。					
7 りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを越えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用します。					
8 業種により暫定排水基準があります。					

3-3 水道水質基準（農薬類）

水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）は次表のとおりである。

表 3-3(1) 水質管理目標値（農薬類）

項目	目標値(mg/L)	項目	目標値(mg/L)
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	37	クロルニトロフェン(CNP)
2	2,2-DPA(ダラポン)	38	クロルピリホス
3	2,4-D(2,4-PA)	39	クロタロニル(TPN)
4	EPN	40	シアナジン
5	MCPA	41	シアノホス(CYAP)
6	アシュラム	42	ジウロン(DCMU)
7	アセフェート	43	ジクロベニル(DBN)
8	アトラジン	44	ジクロロボス(DDVP)
9	アニロホス	45	ジクワット
10	アミトラズ	46	ジスルホトン(エチルチオメトン)
11	アラクロール	47	ジチオカルバメート系農薬
12	イソキサチオン	48	ジチオピル
13	イソフェンホス	49	シハロホップブチル
14	イソプロカルブ(MIPC)	50	シマジン(CAT)
15	イソプロチオラン(IPT)	51	ジメタメリン
16	イプフェンカルバジン	52	ジメトエート
17	イプロベンホス(IBP)	53	シメリン
18	イミノクタジン	54	ダイアジノン
19	インダノファン	55	ダイムロン
20	エスプロカルブ	56	ダゾメット、メタム(カーバム)及び メチルイソチオシアネート
21	エトフェンブロックス	57	チアジニル
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	58	チウラム
23	オキサジクロメホン	59	チオジカルブ
24	オキシシン銅(有機銅)	60	チオファネートメチル
25	オリサストロピン	61	チオベンカルブ
26	カズサホス	62	テフリトリオン
27	カフェンストール	63	テルブカルブ(MBPMC)
28	カルタップ	64	トリクロピル
29	カルバリル(NAC)	65	トリクロルホン(DEP)
30	カルボフラン	66	トリシクラゾール
31	キノクラミン(ACN)	67	トリフルラリン
32	キャブタン	68	ナプロバミド
33	クミルロン	69	パラコート
34	グリホサート	70	ピペロホス
35	グルホシネート	71	ピラクロニル
36	クロメプロップ	72	ピラゾキシフェン

表 3-3(2) 水質管理目標値（農薬類）

項 目		目標値(mg/L)	項 目		目標値(mg/L)
73	ピラゾリネート(ピランレート)	0.02以下	95	プロモブチド	0.1以下
74	ピリダフェンチオン	0.002以下	96	ペノミル	0.02以下
75	ピリプチカルブ	0.02以下	97	ペンシクロン	0.1以下
76	ピロキロン	0.05以下	98	ベンゾピシクロン	0.09以下
77	フィプロニル	0.0005以下	99	ベンゾフェナップ	0.005以下
78	フェントロチオン(MEP)	0.01以下	100	バンタゾン	0.2以下
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03以下	101	ペンディメタリン	0.3以下
80	フェリムゾン	0.05以下	102	ベンフラカルブ	0.02以下
81	フェンチオン(MPP)	0.006以下	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01以下
82	フェントエート(PAP)	0.007以下	104	ベンフレセート	0.07以下
83	フェントラザミド	0.01以下	105	ホスチアゼート	0.005以下
84	フサライド	0.1以下	106	マラチオン(マラソン)	0.7以下
85	ブタクロール	0.03以下	107	メコプロップ(MCPP)	0.05以下
86	ブタミホス	0.02以下	108	メソミル	0.03以下
87	ブプロフェジン	0.02以下	109	メタラキシル	0.2以下
88	フルアジナム	0.03以下	110	メチダチオン(DMTP)	0.004以下
89	ブレチラクロール	0.05以下	111	メミノストロビン	0.04以下
90	プロシミドン	0.09以下	112	メトリブジン	0.03以下
91	プロチオホス	0.007以下	113	メフェナセト	0.02以下
92	プロピコナゾール	0.05以下	114	メプロニル	0.1以下
93	プロピザミド	0.05以下	115	モリネート	0.005以下
94	プロベナゾール	0.03以下			

3-4 ダイオキシン類環境基準等

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく水質の汚濁に係る環境基準（環境庁告示第 68 号）及び特定施設の排水基準（総理府令第 67 号）は次表のとおりである。

表 3-4(1) ダイオキシン類環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/ m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/l 以下	日本産業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/ g 以下	水底の底質に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ /g 以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考		
<p>1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>		

表 3-4(2) ダイオキシン類排出基準

特定施設種類	排出基準
<ul style="list-style-type: none"> ・硫酸塩バルブ(クラフトバルブ)又は亜硫酸塩バルブ(サルファイトバルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50kg/h 以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類（CFC 及び HCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設 	10pg-TEQ/m ³ 以下

注) pg とは 1 兆分の 1 グラムを示す。

TEQ（毒性等量）とは、ダイオキシン類は毒性の強さは異性体によって異なるために、異性体の量当たりの毒性を評価して 2, 3, 7, 8-TeCDD の量に換算していることを示す。

4. 調査結果

4-1 櫛田川調査結果

櫛田川の調査結果を表 4-1(1)～表 4-1(8)に示し、経年変化を図 4-1(1)～図 4-1(3)に示す。

波多瀬橋、香肌大橋及び丹生地内はいずれも環境基準の AA 類型に指定されている櫛田川水域であるため、同類型基準との比較を行った。また、農薬類 115 項目を実施した朝長頭首工遠下流は水道法の水質管理目標値との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、波多瀬橋、香肌大橋及び丹生地内の BOD、大腸菌数が環境基準を超過する調査月が散見されるが、過年度の変動の範囲内であった。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

朝長頭首工遠下流の農薬 115 項目は、全項目ともに定量下限値未満であり、水質管理目標値を満足していた。

表 4-1(1) 調査結果および基準値（波多瀬橋：5、7、9 月）

項目	単位	地点 年月日	櫛田川(波多瀬橋)			環境基準 (AA類型)
			令和7年5月22日	令和7年7月2日	令和7年9月3日	
採水時刻	時:分		14:20	9:05	12:00	—
天候	—		晴れ	曇り	晴れ	—
気温	℃		29.3	27.9	32.6	—
水温	℃		22.3	26.2	28.8	—
pH	—		7.8	7.5	8.0	6.5～8.5
BOD	mg/L		0.8	1.0	※1.4	1以下
SS	mg/L		<1	<1	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L		9.2	8.9	8.0	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL		※38	※73	※24	20以下
透視度	度		30以上	30以上	30以上	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

表 4-1(2) 調査結果および基準値（波多瀬橋：11、1、3 月）

項目	単位	地点 年月日	櫛田川(波多瀬橋)			環境基準 (AA類型)
			令和7年11月14日	令和8年1月7日	令和8年3月4日	
採水時刻	時:分		9:10	9:05	8:35	—
天候	—		晴れ	曇り	晴れ	—
気温	℃		16.0	1.3	12.5	—
水温	℃		13.0	4.7	10.6	—
pH	—		7.5	7.8	7.5	6.5～8.5
BOD	mg/L		<0.5	<0.5	※1.1	1以下
SS	mg/L		<1	<1	5	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L		10	12	11	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL		※86	13	※270	20以下
透視度	度		30以上	30以上	30以上	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

表 4-1(3) 調査結果および基準値（香肌大橋:5、7、9月）

項目	地点 年月日 単位	櫛田川(香肌大橋)			環境基準 (AA類型)
		令和7年5月22日	令和7年7月2日	令和7年9月3日	
採水時刻	時:分	14:00	9:30	11:35	—
天候	-	晴れ	曇り	晴れ	—
気温	℃	31.0	28.1	33.1	—
水温	℃	23.8	26.9	29.4	—
pH	-	8.0	7.5	8.2	6.5~8.5
BOD	mg/L	0.8	1.0	0.8	1以下
SS	mg/L	<1	<1	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	9.3	8.2	8.4	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	※39	※110	16	20以下
透視度	度	30以上	30以上	30以上	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

表 4-1(4) 調査結果および基準値（香肌大橋：11、1、3月）

項目	地点 年月日 単位	櫛田川(香肌大橋)			環境基準 (AA類型)
		令和7年11月14日	令和8年1月7日	令和8年3月4日	
採水時刻	時:分	10:10	9:25	8:55	—
天候	-	晴れ	曇り	晴れ	—
気温	℃	16.8	1.7	9.7	—
水温	℃	14.0	5.4	9.3	—
pH	-	7.7	7.9	7.5	6.5~8.5
BOD	mg/L	<0.5	0.5	※1.3	1以下
SS	mg/L	<1	<1	9	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	11	12	11	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	※100	※29	※410	20以下
透視度	度	30以上	30以上	30以上	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

表 4-1(5) 調査結果および基準値（丹生地内）

項目	地点 年月日 単位	楡田川(丹生地内)		環境基準 (AA類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	9:25	10:25	—
天候	-	晴れ	晴れ	—
気温	℃	28.6	17.0	—
水温	℃	22.8	14.5	—
pH	-	7.2	7.9	6.5~8.5
BOD	mg/L	※1.3	<0.5	1以下
COD	mg/L	1.7	2.2	—
SS	mg/L	3	<1	25以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
大腸菌数	CFU/100mL	※38	※120	20以下
全窒素	mg/L	0.63	0.56	—
全りん	mg/L	0.009	0.008	—
フェノール類	mg/L	-	<0.1	—
銅	mg/L	-	<0.02	—
亜鉛	mg/L	-	<0.05	—
溶解性鉄	mg/L	-	0.25	—
溶解性マンガン	mg/L	-	<0.02	—
全クロム	mg/L	-	<0.02	—
ふっ素	mg/L	-	<0.1	—
カドミウム	mg/L	-	<0.0003	—
全シアン	mg/L	-	不検出(0.1未満)	—
有機りん	mg/L	-	<0.1	—
鉛	mg/L	-	<0.005	—
砒素	mg/L	-	<0.005	—
総水銀	mg/L	-	<0.0005	—
六価クロム	mg/L	-	<0.005	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

表 4-1(6) 調査結果および目標値 (朝長頭首工遠下流)

項目	地点 年月日	単位	櫛田川 (朝長頭首工遠下流)	目標値
			令和7年7月2日	
採取時刻		時:分	12:00	-
気温		℃	30.0	-
水温		℃	29.5	-
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	mg/L	<0.0005	0.05以下
2	2,2-DPA(ダラボン)	mg/L	<0.0008	0.08以下
3	2,4-D(2,4-PA)	mg/L	<0.0002	0.02以下
4	EPN	mg/L	<0.00004	0.004以下
5	MCPA	mg/L	<0.00005	0.005以下
6	アシュラム	mg/L	<0.009	0.9以下
7	アセフェート	mg/L	<0.00006	0.006以下
8	アトラジン	mg/L	<0.0001	0.01以下
9	アニロホス	mg/L	<0.00003	0.003以下
10	アミラズ	mg/L	<0.00006	0.006以下
11	アラクロール	mg/L	<0.0003	0.03以下
12	イソキサチオン	mg/L	<0.00005	0.005以下
13	イソフェンホス	mg/L	<0.00001	0.001以下
14	イソプロカルブ(MIPC)	mg/L	<0.0001	0.01以下
15	イソプロチオラン(IPT)	mg/L	<0.003	0.3以下
16	イブフェンカルバゾン	mg/L	<0.00002	0.002以下
17	イプロベンホス(IBP)	mg/L	<0.0009	0.09以下
18	イミノクタジン	mg/L	<0.00006	0.006以下
19	インダノファン	mg/L	<0.00009	0.009以下
20	エスプロカルブ	mg/L	<0.0003	0.03以下
21	エトフェンプロックス	mg/L	<0.0008	0.08以下
22	エンドスルフアン(ベンゾエピン)	mg/L	<0.0001	0.01以下
23	オキサジクロメホン	mg/L	<0.0002	0.02以下
24	オキシシン銅(有機銅)	mg/L	<0.0003	0.03以下
25	オリサストロピン	mg/L	<0.001	0.1以下
26	カズサホス	mg/L	<0.000006	0.0006以下
27	カフェンストロール	mg/L	<0.00008	0.008以下
28	カルタップ	mg/L	<0.0008	0.08以下
29	カルバリル(NAC)	mg/L	<0.0002	0.02以下
30	カルボフラン	mg/L	<0.000003	0.0003以下
31	キノクラミン(ACN)	mg/L	<0.00005	0.005以下
32	キャブタン	mg/L	<0.003	0.3以下
33	クミルロン	mg/L	<0.0003	0.03以下
34	グリホサート	mg/L	<0.02	2以下
35	グルホシネート	mg/L	<0.0002	0.02以下
36	クロメプロップ	mg/L	<0.0002	0.02以下

表 4-1 (7) 調査結果および目標値 (朝長頭首工遠下流)

項目	単位	地点 年月日	目標値	
		榎田川 (朝長頭首工遠下流) 令和7年7月2日		
37	クロロニトロフェン(CNP)	mg/L	<0.000001	0.0001以下
38	クロロピリホス	mg/L	<0.00003	0.003以下
39	クロロタロニル(TPN)	mg/L	<0.0005	0.05以下
40	シアナジン	mg/L	<0.00001	0.001以下
41	シアノホス(CYAP)	mg/L	<0.00003	0.003以下
42	ジウロン(DCMU)	mg/L	<0.0002	0.02以下
43	ジクロベニル(DBN)	mg/L	<0.0003	0.03以下
44	ジクロロボス(DDVP)	mg/L	<0.00008	0.008以下
45	ジクワット	mg/L	<0.0001	0.01以下
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	mg/L	<0.00004	0.004以下
47	ジチオカルバメート系農薬	mg/L	<0.00005	0.005以下
48	ジチオピル	mg/L	<0.00009	0.009以下
49	シハロホップブチル	mg/L	<0.00006	0.006以下
50	シマジン(CAT)	mg/L	<0.00003	0.003以下
51	ジメタメトリン	mg/L	<0.0002	0.02以下
52	ジメエート	mg/L	<0.0005	0.05以下
53	シメトリン	mg/L	<0.0003	0.03以下
54	ダイアジノン	mg/L	<0.00003	0.003以下
55	ダイムロン	mg/L	<0.008	0.8以下
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及び メチルイソチオシアネート	mg/L	<0.0001	0.01以下
57	チアジニル	mg/L	<0.001	0.1以下
58	チウラム	mg/L	<0.0002	0.02以下
59	チオジカルブ	mg/L	<0.0008	0.08以下
60	チオファネートメチル	mg/L	<0.003	0.3以下
61	チオベンカルブ	mg/L	<0.0002	0.02以下
62	テフリルトリオン	mg/L	<0.00002	0.002以下
63	テルブカルブ(MBPMC)	mg/L	<0.0002	0.02以下
64	トリクロピル	mg/L	<0.00006	0.006以下
65	トリクロロホン(DEP)	mg/L	<0.00005	0.005以下
66	トリシクラゾール	mg/L	<0.001	0.1以下
67	トリフルラリン	mg/L	<0.0006	0.06以下
68	ナプロパミド	mg/L	<0.0003	0.03以下
69	バラコート	mg/L	<0.0001	0.01以下
70	ビペロホス	mg/L	<0.000009	0.0009以下
71	ピラクロニル	mg/L	<0.0001	0.01以下
72	ピラゾキシフェン	mg/L	<0.00004	0.004以下
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	mg/L	<0.0002	0.02以下
74	ピリダフェンチオン	mg/L	<0.00002	0.002以下
75	ピリプチカルブ	mg/L	<0.0002	0.02以下
76	ピロキロン	mg/L	<0.0005	0.05以下
77	フィブロニル	mg/L	<0.000005	0.0005以下

表 4-1(8) 調査結果および目標値 (朝長頭首工遠下流)

項目	地点 年月日	単位	榑田川 (朝長頭首工遠下流)	目標値
			令和7年7月2日	
78	フェニトロチオン(MEP)	mg/L	<0.0001	0.01以下
79	フェノブカルブ(BPMC)	mg/L	<0.0003	0.03以下
80	フェリムゾン	mg/L	<0.0005	0.05以下
81	フェンチオン(MPP)	mg/L	<0.00006	0.006以下
82	フェントエート(PAP)	mg/L	<0.00007	0.007以下
83	フェントラザミド	mg/L	<0.0001	0.01以下
84	フサライド	mg/L	<0.001	0.1以下
85	ブタクロール	mg/L	<0.0003	0.03以下
86	ブタミホス	mg/L	<0.0002	0.02以下
87	ブプロフェジン	mg/L	<0.0002	0.02以下
88	フルアジナム	mg/L	<0.0003	0.03以下
89	プレチラクロール	mg/L	<0.0005	0.05以下
90	プロシミドン	mg/L	<0.0009	0.09以下
91	プロチオホス	mg/L	<0.00007	0.007以下
92	プロピコナゾール	mg/L	<0.0005	0.05以下
93	プロピザミド	mg/L	<0.0005	0.05以下
94	プロベナゾール	mg/L	<0.0003	0.03以下
95	プロモブチド	mg/L	<0.001	0.1以下
96	ベノミル	mg/L	<0.0002	0.02以下
97	ペンシクロン	mg/L	<0.001	0.1以下
98	ベンゾピシクロン	mg/L	<0.0009	0.09以下
99	ベンゾフェナップ	mg/L	<0.00005	0.005以下
100	ベンタゾン	mg/L	<0.002	0.2以下
101	ペンディメタリン	mg/L	<0.003	0.3以下
102	ベンフラカルブ	mg/L	<0.0002	0.02以下
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	mg/L	<0.0001	0.01以下
104	ベンフレゼート	mg/L	<0.0007	0.07以下
105	ホスチアゼート	mg/L	<0.00005	0.005以下
106	マラチオン(マラソン)	mg/L	<0.007	0.7以下
107	メコプロップ(MCPP)	mg/L	<0.0005	0.05以下
108	メソミル	mg/L	<0.0003	0.03以下
109	メタラキシル	mg/L	<0.002	0.2以下
110	メチダチオン(DMTP)	mg/L	<0.00004	0.004以下
111	メミノストロピン	mg/L	<0.0004	0.04以下
112	メトリブジン	mg/L	<0.0003	0.03以下
113	メフェナセツト	mg/L	<0.0002	0.02以下
114	メブロニル	mg/L	<0.001	0.1以下
115	モリネート	mg/L	<0.00005	0.005以下

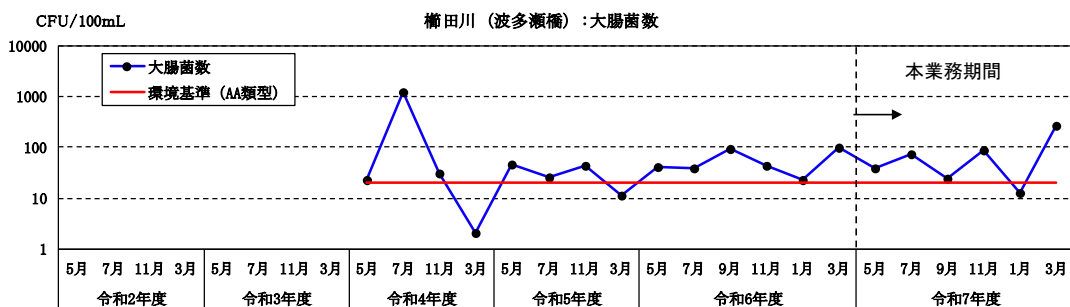
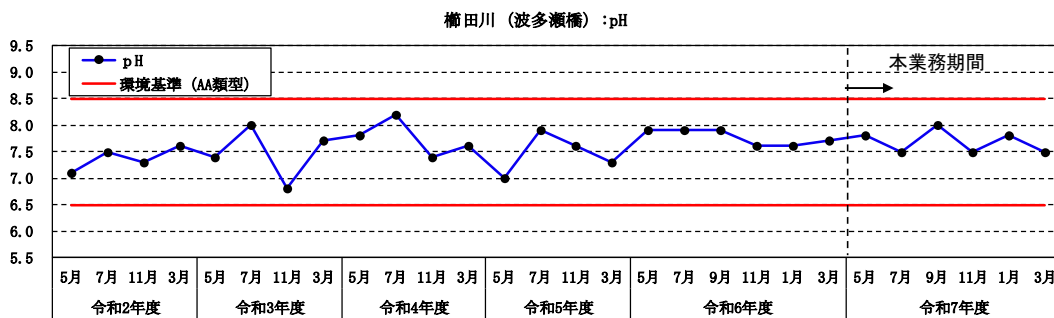
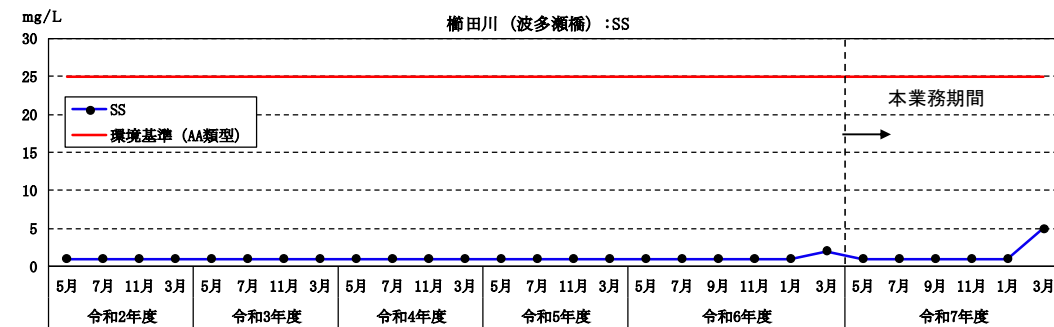
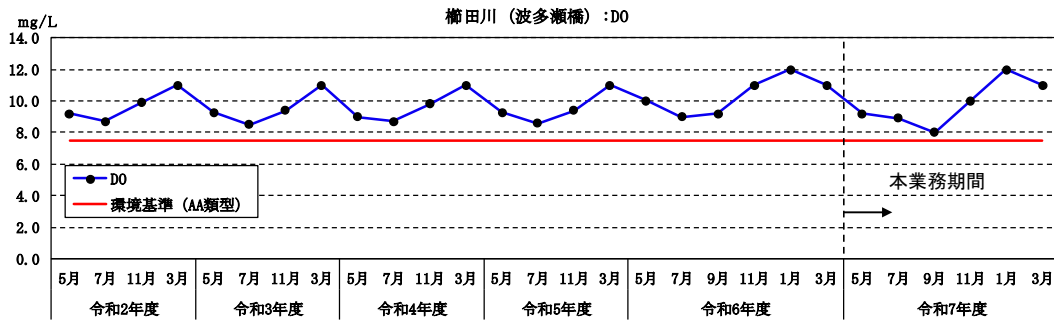
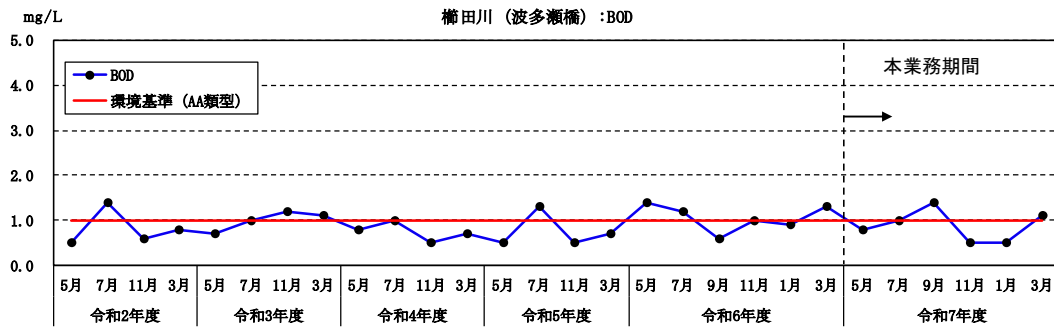


図 4-1(1) 経年変化 (波多瀬橋)

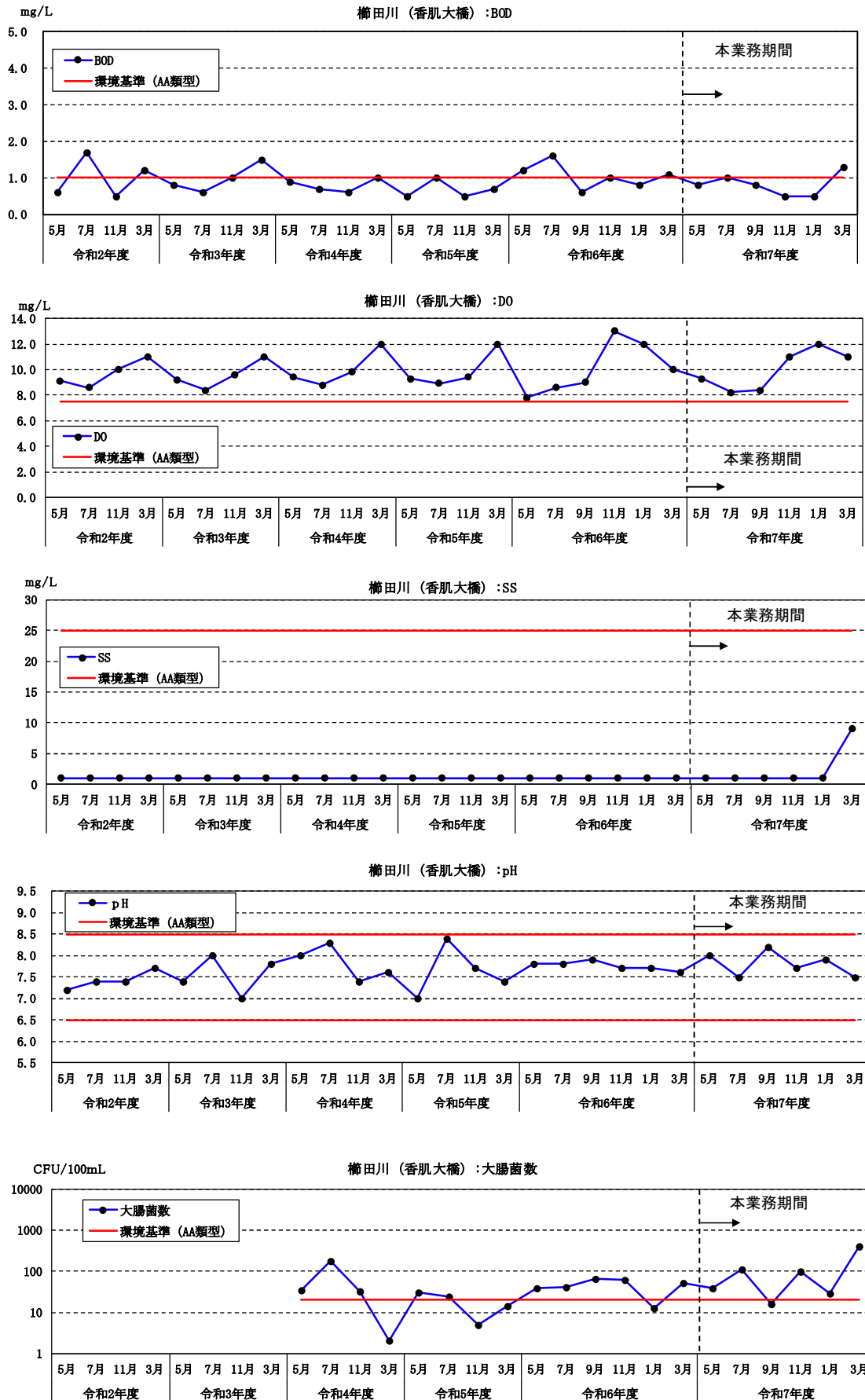


図 4-1(2) 経年変化（香肌大橋）

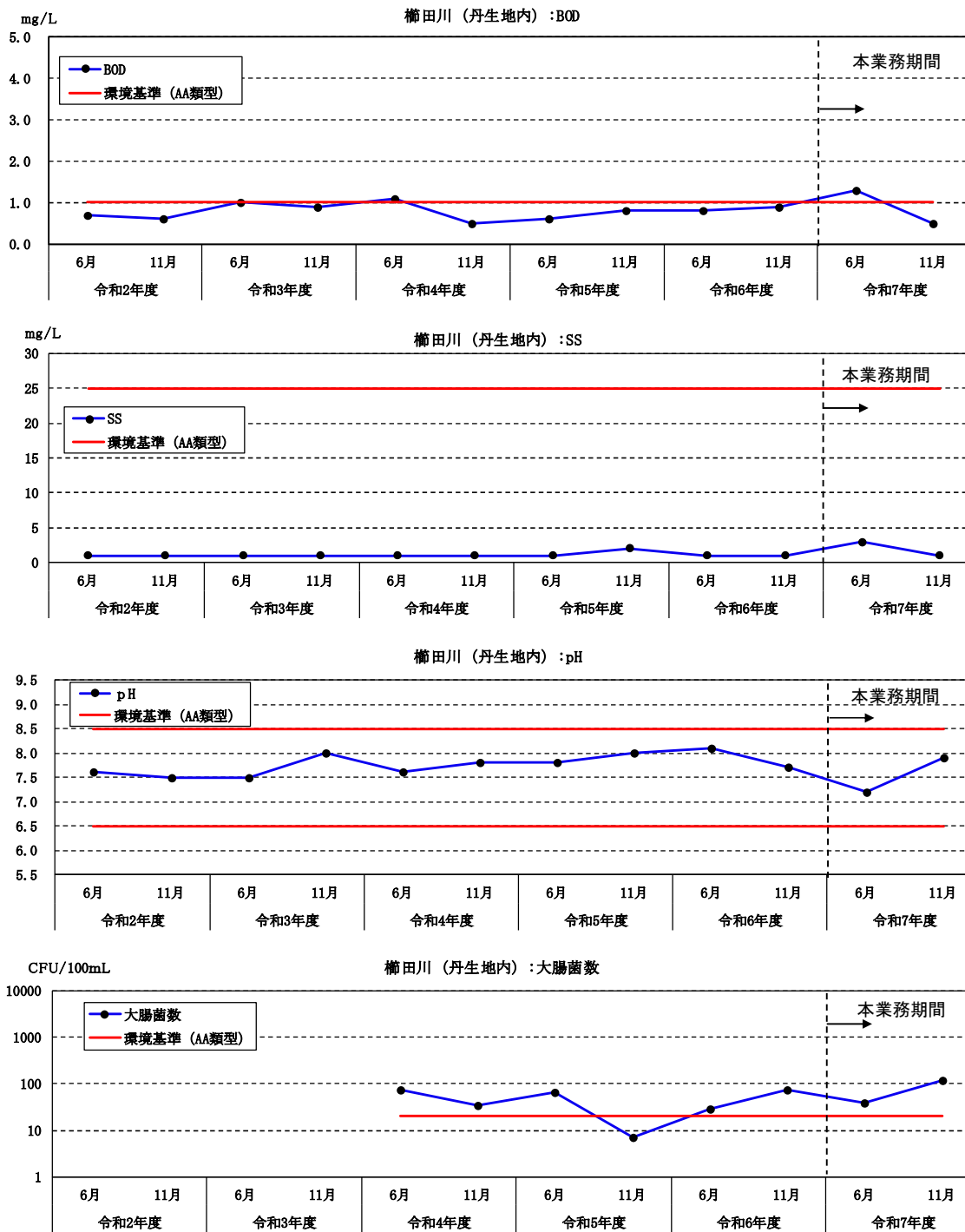


図 4-1 (3) 経年変化（丹生地内）

4-2 丹生川調査結果

丹生川の調査結果を表 4-2 に示し、経年変化を図 4-2 に示す。丹生川には環境基準の類型指定はないが、AA 類型の櫛田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、大腸菌数が環境基準を超過したが、過年度の変動の範囲内であった。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

表 4-2 調査結果および基準値（丹生橋）

項目	単位	地点 年月日		環境基準 (AA類型)
		丹生川(丹生橋)		
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	9:35	11:00	—
天候	—	晴れ	晴れ	—
気温	℃	32.1	17.2	—
水温	℃	22.5	16.0	—
pH	—	7.4	8.0	6.5～8.5
BOD	mg/L	0.8	<0.5	1以下
COD	mg/L	1.7	1.8	—
SS	mg/L	2	<1	25以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
大腸菌数	CFU/100mL	※200	※45	20以下
全窒素	mg/L	0.63	0.74	—
全りん	mg/L	0.011	0.005	—
フェノール類	mg/L	—	<0.1	—
銅	mg/L	—	<0.02	—
亜鉛	mg/L	—	<0.05	—
溶解性鉄	mg/L	—	<0.02	—
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.02	—
全クロム	mg/L	—	<0.02	—
ふっ素	mg/L	—	<0.1	—
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—
全シアン	mg/L	—	不検出(0.1未満)	—
有機りん	mg/L	—	<0.1	—
鉛	mg/L	—	<0.005	—
砒素	mg/L	—	<0.005	—
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—
六価クロム	mg/L	—	<0.005	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

丹生川は 櫛田川に流入するために櫛田川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

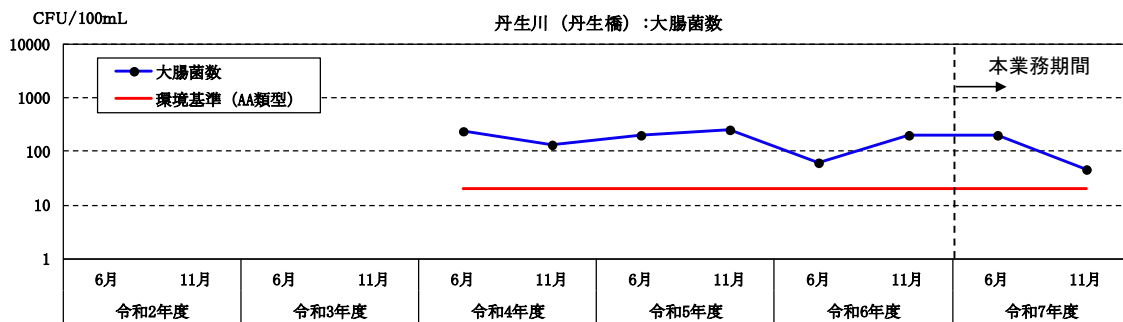
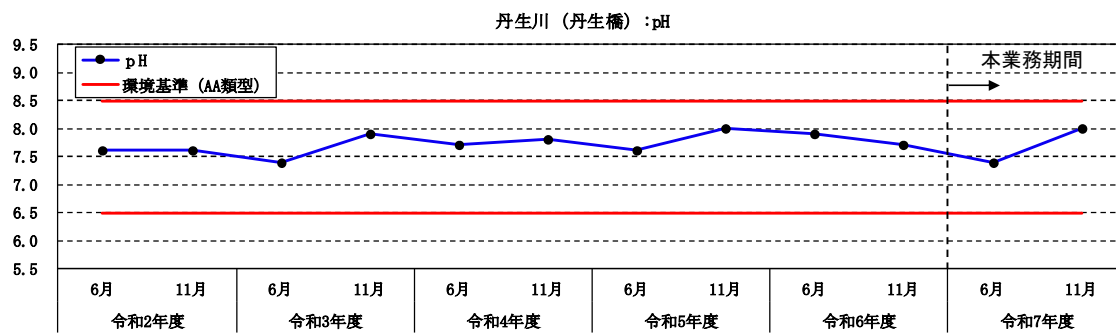
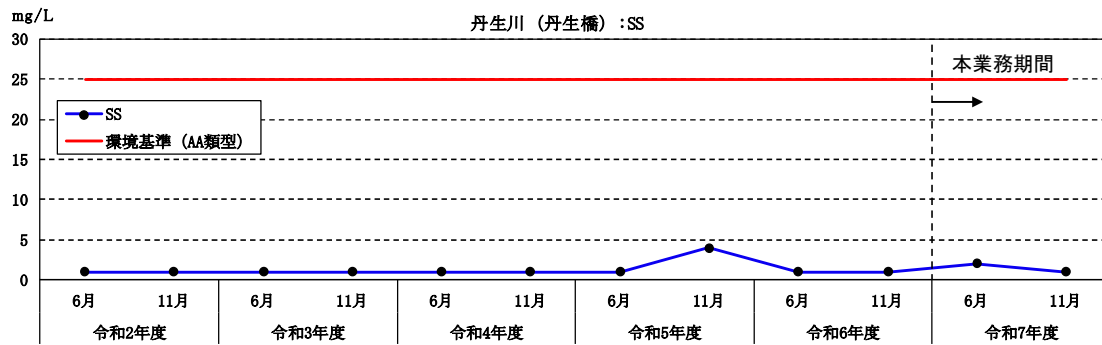
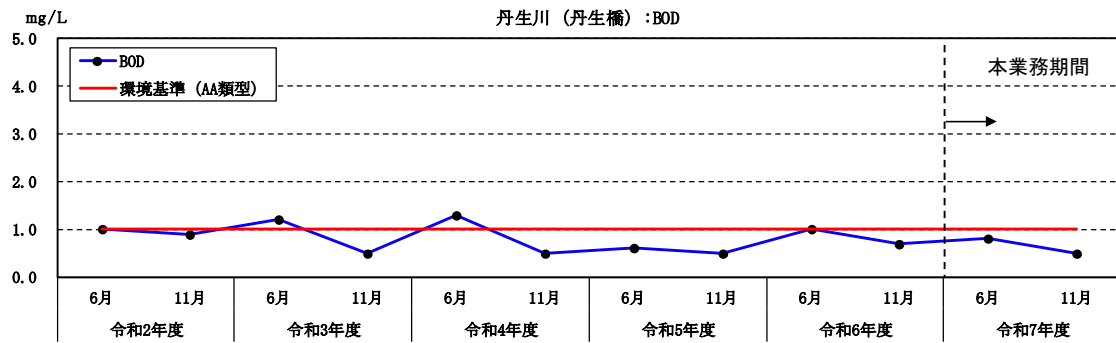


図 4-2 経年変化 (丹生橋)

4-3 星ヶ丘川調査結果

星ヶ丘川の調査結果を表 4-3(1)～表 4-3(3)に示し、経年変化を図 4-3(1)～図 4-3(2)に示す。星ヶ丘川には環境基準の類型指定はないが、AA 類型の濁川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、香肌奥伊勢資源化プラザ前は大腸菌数が環境基準を超過し、丹生色太地内では、BOD、DO、大腸菌数が環境基準を満たしていない調査月が散見されたが、BOD 及び大腸菌数は概ね過年度の変動の範囲内であった。丹生色太地内の 9 月に DO では過年度の最小値を下回っていたが、比較的高い水温の影響が示唆される。その他の環境基準項目については、両地点ともに環境基準を満足する値であり、概ね過年度の変動範囲内であった。

表 4-3(1) 調査結果および基準値（香肌奥伊勢資源化プラザ前）

項目	地点 年月日 単位	星ヶ丘川(香肌奥伊勢資源化プラザ前)		環境基準 (AA類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	9:50	11:20	—
天候	—	晴れ	晴れ	—
気温	℃	33.0	17.6	—
水温	℃	22.8	16.1	—
pH	—	7.8	8.2	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.0	0.7	1以下
COD	mg/L	2.5	2.8	—
SS	mg/L	<1	<1	25以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
大腸菌数	CFU/100mL	※430	※290	20以下
全窒素	mg/L	0.73	0.80	—
全りん	mg/L	0.027	0.039	—
フェノール類	mg/L	—	<0.1	—
銅	mg/L	—	<0.02	—
亜鉛	mg/L	—	<0.05	—
溶解性鉄	mg/L	—	0.23	—
溶解性マンガン	mg/L	—	0.08	—
全クロム	mg/L	—	<0.02	—
ふっ素	mg/L	—	<0.1	—
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—
全シアン	mg/L	—	不検出(0.1未満)	—
有機りん	mg/L	—	<0.1	—
鉛	mg/L	—	<0.005	—
砒素	mg/L	—	<0.005	—
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—
六価クロム	mg/L	—	<0.005	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

星ヶ丘川は 宮川に流入するために宮川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

表 4-3(2) 調査結果および基準値（丹生色太地内：5、7、9月）

項目	地点 年月日 単位	星ヶ丘川(丹生色太地内)			環境基準 (AA類型)
		令和7年5月22日	令和7年7月2日	令和7年9月3日	
採水時刻	時:分	11:30	10:00	10:45	—
天候	—	晴れ	曇り	晴れ	—
気温	℃	22.7	26.8	27.1	—
水温	℃	20.2	23.6	25.4	—
pH	—	7.7	7.7	7.9	6.5～8.5
BOD	mg/L	0.9	1.0	1.0	1以下
SS	mg/L	<1	<1	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.2	7.7	※6.6	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	※440	※1700	※1100	20以下

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

星ヶ丘川は 宮川に流入するために宮川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

表 4-3(3) 調査結果および基準値（丹生色太地内：11、1、3月）

項目	地点 年月日 単位	星ヶ丘川(丹生色太地内)			環境基準 (AA類型)
		令和7年11月14日	令和8年1月7日	令和8年3月4日	
採水時刻	時:分	13:20	9:55	9:20	—
天候	—	晴れ	晴れ	雨	—
気温	℃	17.2	2.1	8.9	—
水温	℃	13.8	4.4	10.2	—
pH	—	7.9	7.8	7.6	6.5～8.5
BOD	mg/L	<0.5	<0.5	※1.1	1以下
SS	mg/L	2	<1	1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	10	12	11	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	※180	19	※450	20以下

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

星ヶ丘川は 宮川に流入するために宮川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

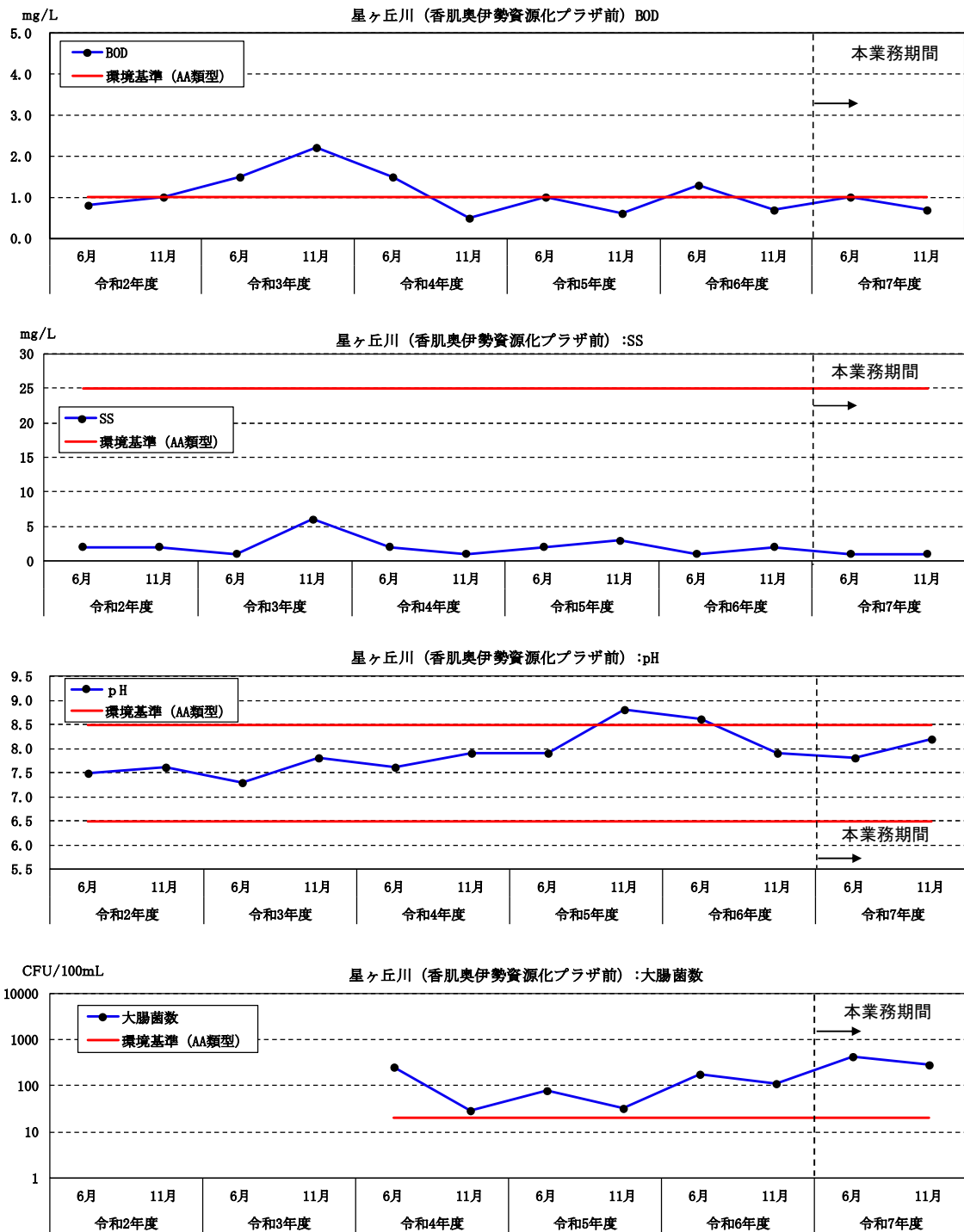


図 4-3(1) 経年変化 (香肌奥伊勢資源化プラザ前)

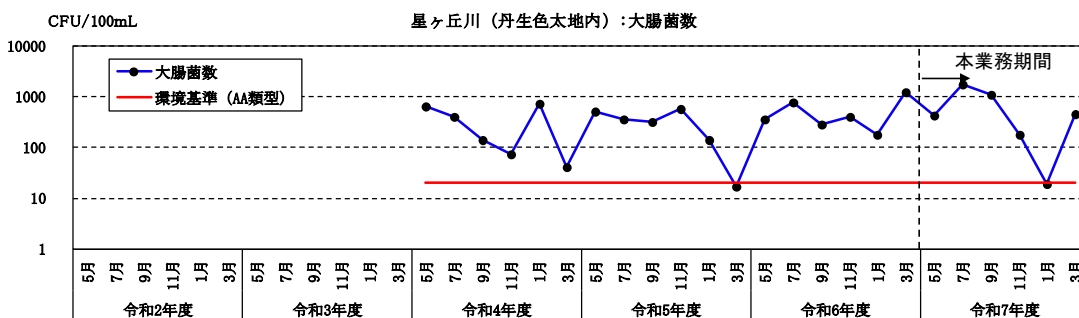
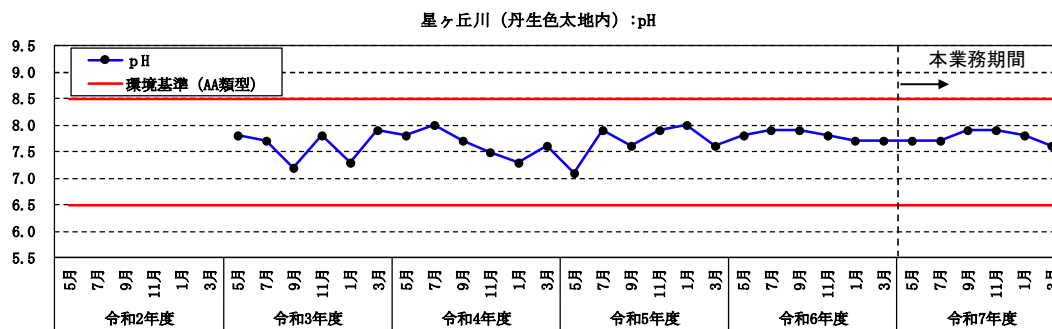
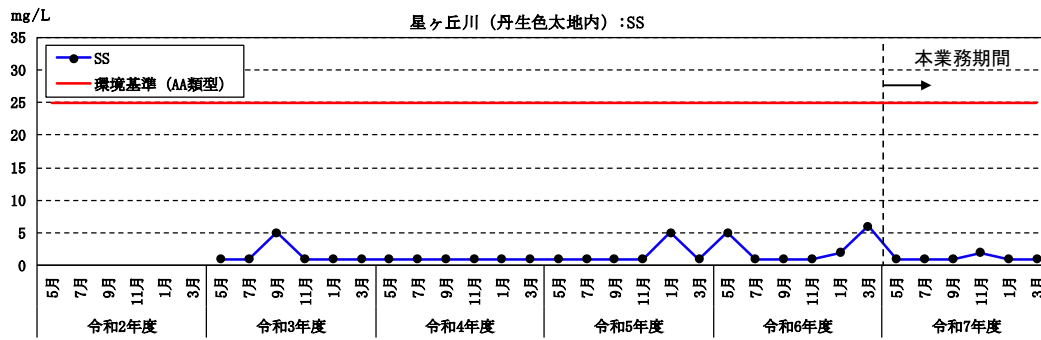
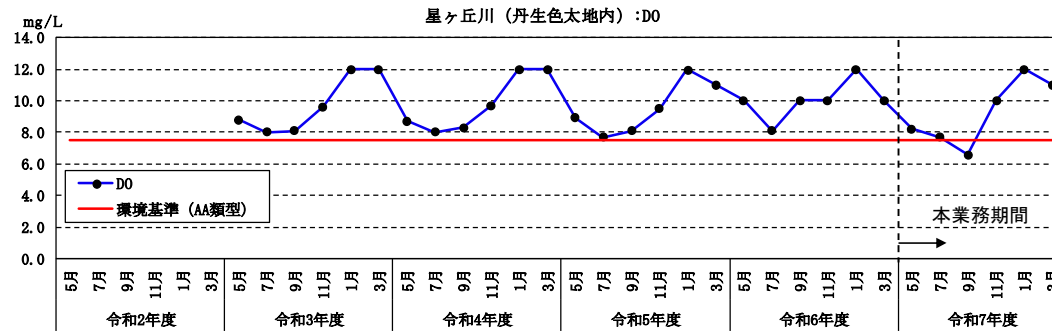
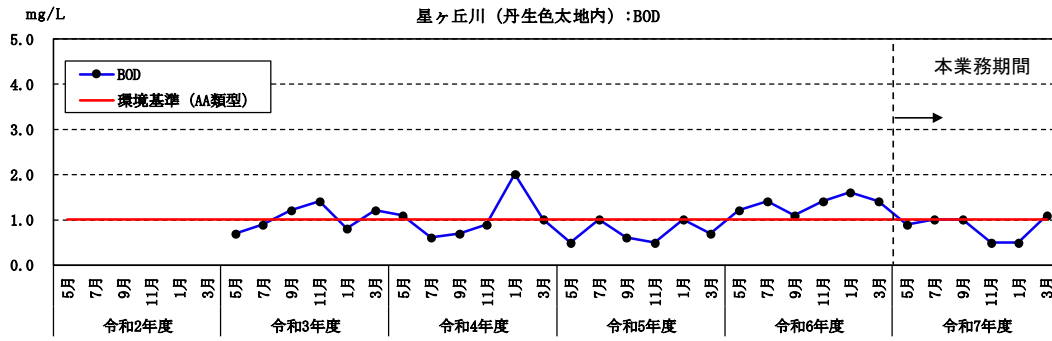


図 4-3(2) 経年変化 (丹生色太地内)

4-4 片野川調査結果

片野川の調査結果を表 4-4 に示し、経年変化を図 4-4 に示す。片野川には環境基準の類型指定はないが、AA 類型の櫛田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、6月のBODと6月及び11月の大腸菌数が環境基準を超過していたが、過年度の変動の範囲内であった。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

表 4-4 調査結果および基準値（九軒組集会所前）

項目	単位	片野川(九軒組集会所前)		環境基準 (AA類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	9:01	9:25	—
天候	—	晴れ	晴れ	—
気温	℃	28.6	15.6	—
水温	℃	22.7	18.3	—
pH	—	7.5	6.7	6.5～8.5
BOD	mg/L	※1.1	0.6	1以下
COD	mg/L	1.9	1.4	—
SS	mg/L	3	<1	25以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
大腸菌数	CFU/100mL	※230	※87	20以下
全窒素	mg/L	0.86	2.5	—
全りん	mg/L	0.020	0.062	—
フェノール類	mg/L	—	<0.1	—
銅	mg/L	—	<0.02	—
亜鉛	mg/L	—	<0.05	—
溶解性鉄	mg/L	—	<0.02	—
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.02	—
全クロム	mg/L	—	<0.02	—
ふっ素	mg/L	—	<0.1	—
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—
全シアン	mg/L	—	不検出(0.1未満)	—
有機りん	mg/L	—	<0.1	—
鉛	mg/L	—	<0.005	—
砒素	mg/L	—	<0.005	—
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—
六価クロム	mg/L	—	<0.005	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

片野川は 櫛田川に流入するために櫛田川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

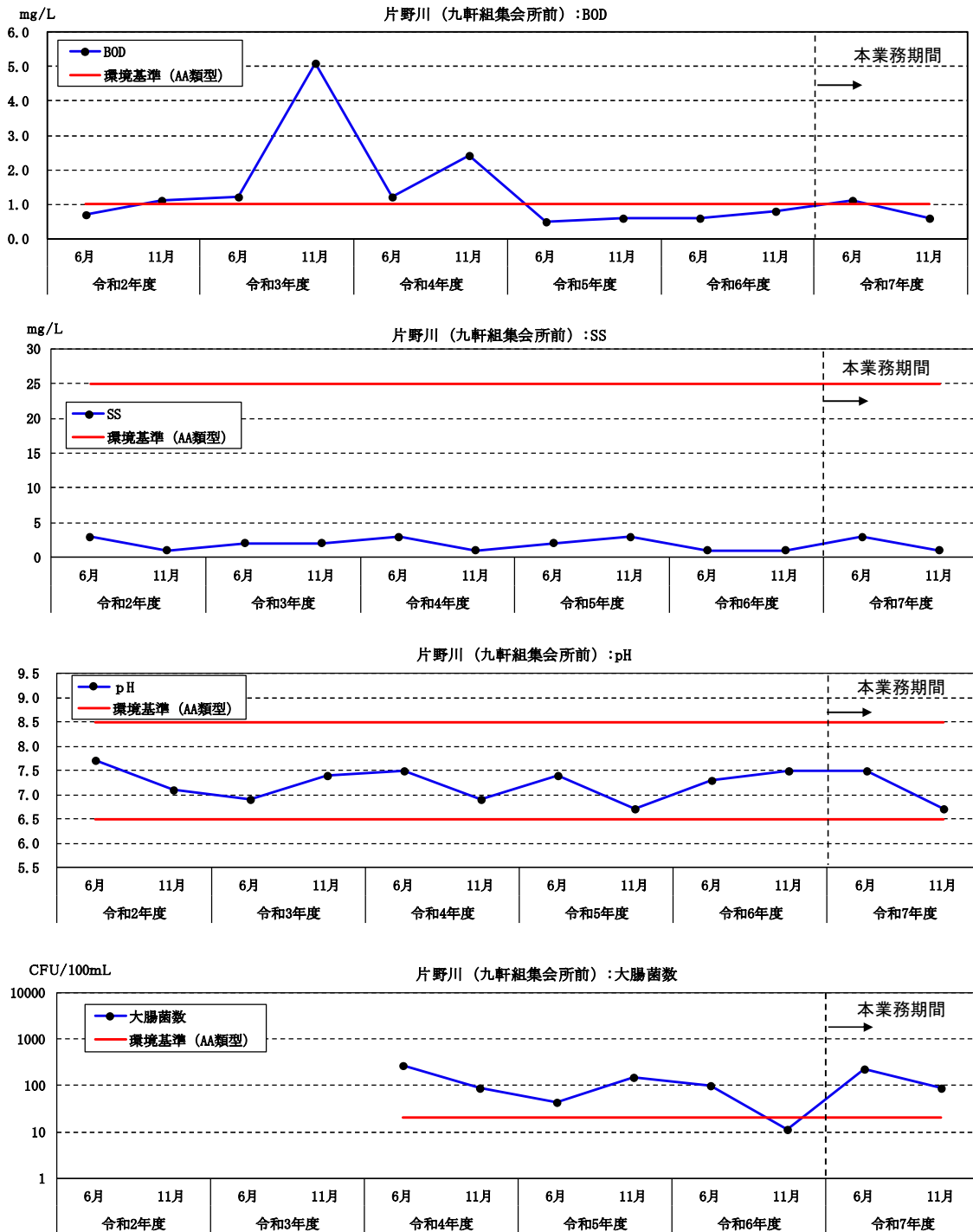


図 4-4 経年変化（九軒組集会所前）

4-5 朝柄川調査結果

朝柄川の調査結果を表 4-5 に示し、経年変化を図 4-5 に示す。朝柄川には環境基準の類型指定はないが、AA 類型の櫛田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、大腸菌数が環境基準を超過していたが、概ね過年度の変動の範囲内であった。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

表 4-5 調査結果および基準値（勢和振興事務所前）

項目	単位	朝柄川(勢和振興事務所前)		環境基準 (AA類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	9:10	9:40	—
天候	—	晴れ	晴れ	—
気温	℃	32.0	16.1	—
水温	℃	22.8	14.3	—
pH	—	7.5	7.5	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.0	<0.5	1以下
COD	mg/L	1.7	1.4	—
SS	mg/L	2	<1	25以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
大腸菌数	CFU/100mL	※75	※110	20以下
全窒素	mg/L	0.48	0.61	—
全りん	mg/L	0.019	0.013	—
フェノール類	mg/L	—	<0.1	—
銅	mg/L	—	<0.02	—
亜鉛	mg/L	—	<0.05	—
溶解性鉄	mg/L	—	<0.02	—
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.02	—
全クロム	mg/L	—	<0.02	—
ふっ素	mg/L	—	<0.1	—
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—
全シアン	mg/L	—	不検出(0.1未満)	—
有機りん	mg/L	—	<0.1	—
鉛	mg/L	—	<0.005	—
砒素	mg/L	—	<0.005	—
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—
六価クロム	mg/L	—	<0.005	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

朝柄川は 櫛田川に流入するために櫛田川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

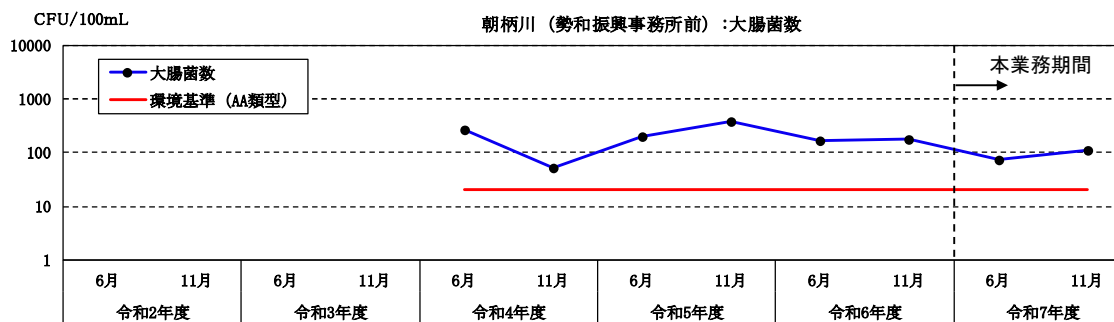
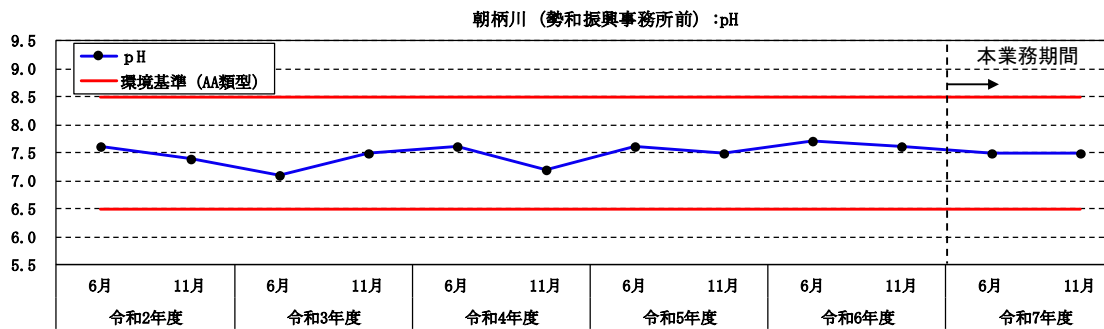
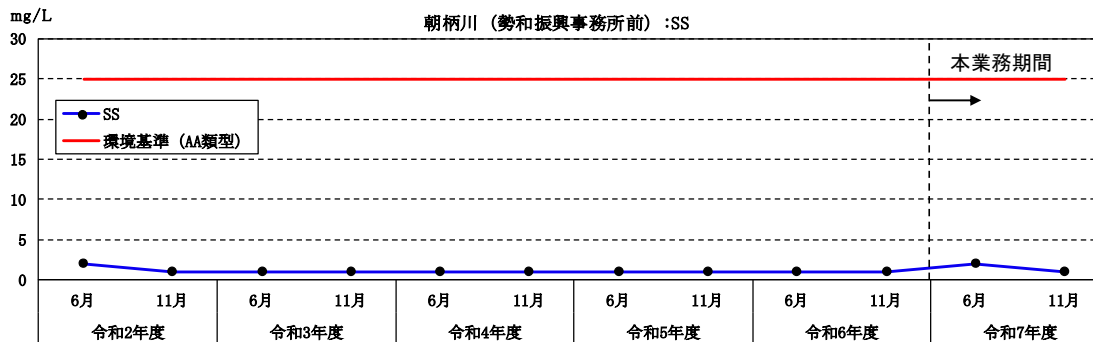
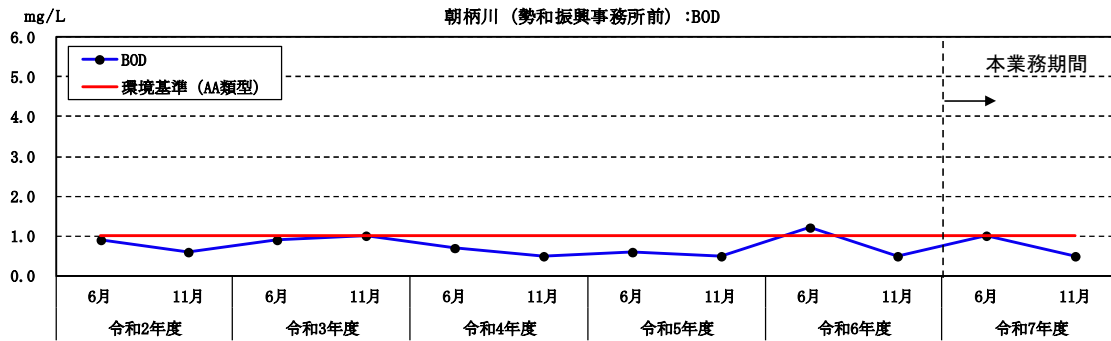


図 4-5 経年変化（勢和振興事務所前）

4-6 濁川調査結果

濁川の調査結果を表 4-6 に示し、経年変化を図 4-6 に示す。濁川は環境基準の AA 類型に指定されているため、同類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、大腸菌数が環境基準を超過していたが、過年度の変動の範囲内であった。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、概ね過年度の変動範囲内であった。

表 4-6 調査結果および基準値（濁川橋下流）

項目	単位	濁川(濁川橋下流)		環境基準 (AA類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	10:00	11:40	—
天候	—	晴れ	晴れ	—
気温	℃	31.0	17.1	—
水温	℃	22.7	13.8	—
pH	—	7.7	7.7	6.5~8.5
BOD	mg/L	0.7	<0.5	1以下
COD	mg/L	1.7	1.6	—
SS	mg/L	<1	<1	25以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
大腸菌数	CFU/100mL	※840	※480	20以下
全窒素	mg/L	0.50	0.62	—
全りん	mg/L	0.006	0.006	—
フェノール類	mg/L	—	<0.1	—
銅	mg/L	—	<0.02	—
亜鉛	mg/L	—	<0.05	—
溶解性鉄	mg/L	—	<0.02	—
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.02	—
全クロム	mg/L	—	<0.02	—
ふっ素	mg/L	—	<0.1	—
カドミウム	mg/L	—	<0.0003	—
全シアン	mg/L	—	不検出(0.1未満)	—
有機りん	mg/L	—	<0.1	—
鉛	mg/L	—	<0.005	—
砒素	mg/L	—	<0.005	—
総水銀	mg/L	—	<0.0005	—
六価クロム	mg/L	—	<0.005	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

濁川は全域でAA類型に指定されているためその環境基準を記載した。

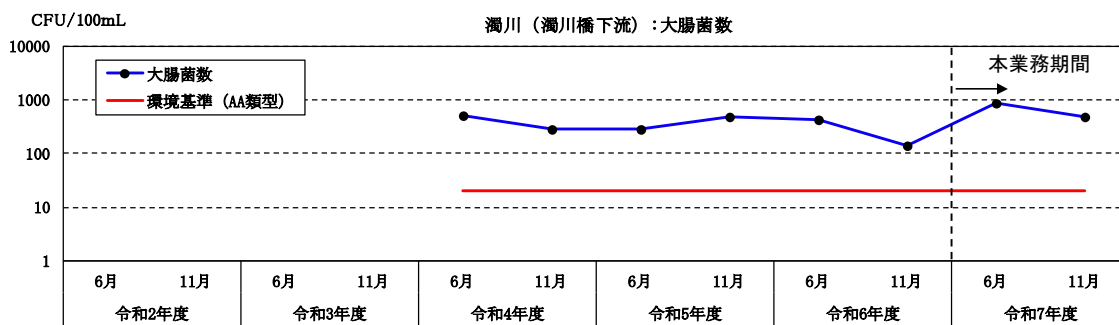
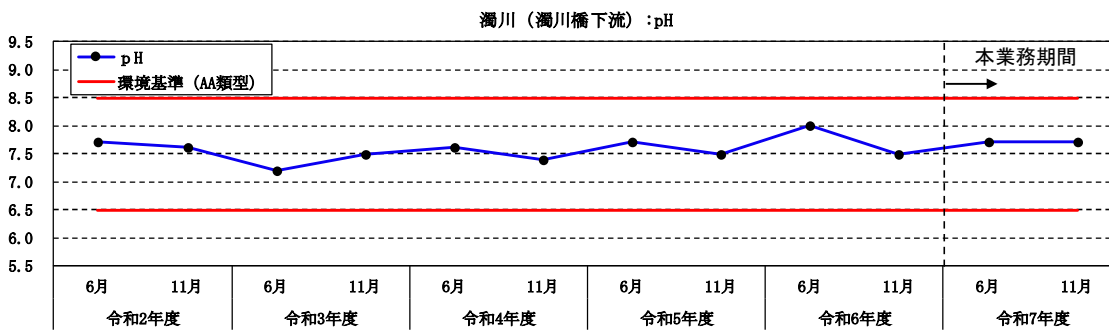
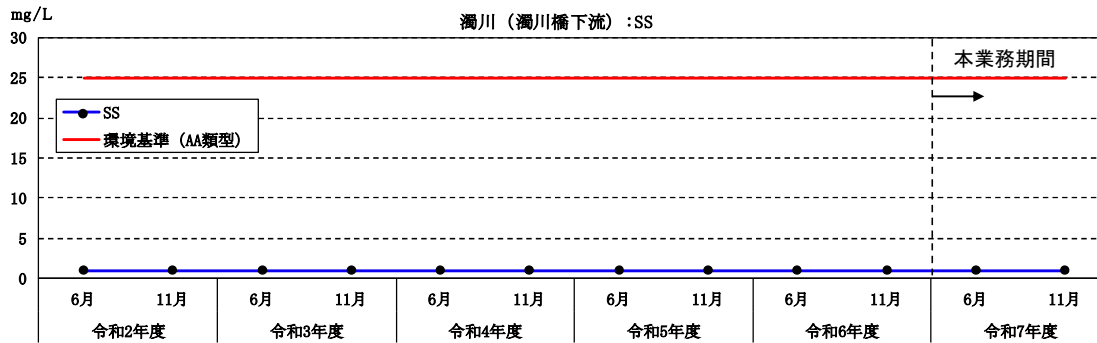
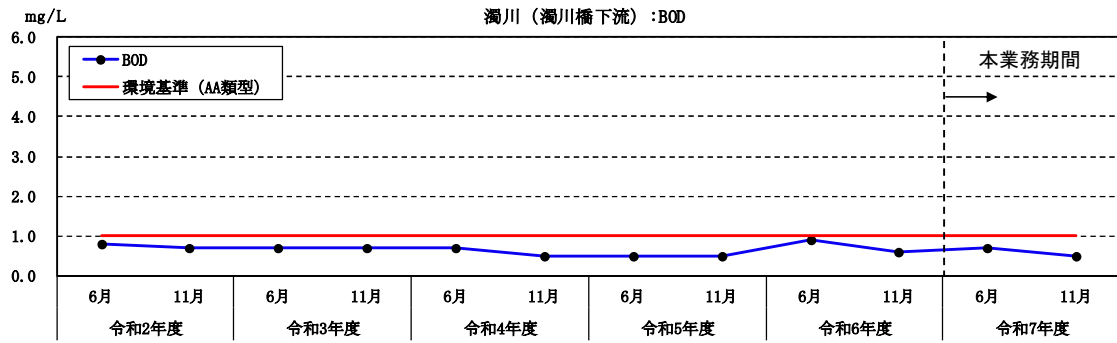


図 4-6 経年変化（勢和振興事務所前）

4-7 相可川調査結果

相可川の調査結果を表 4-7(1)～表 4-7(2)に示し、経年変化を図 4-7(1)～図 4-7(2)に示す。相可川には環境基準の類型指定はないが、A 類型の櫛田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、多気ニュータウン放流下流は 11 月調査の pH 及び大腸菌数、年間を通じて BOD が環境基準を超過していた。11 月に pH が過年度の最大値を超過していたが、藻類の光合成により上昇したと考えられる。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。消防署西側の環境基準項目は、全項目ともに環境基準を満足する値であり、概ね過年度の変動範囲であった。

表 4-7(1) 調査結果および基準値（多気ニュータウン放流下流）

項目	地点 年月日 単位	相可川(多気ニュータウン放流下流)		環境基準 (A類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	9:29	9:35	—
天候	—	晴れ	晴れ	—
気温	℃	32.4	20.1	—
水温	℃	28.8	15.3	—
pH	—	7.5	※8.6	6.5～8.5
BOD	mg/L	※3.3	※2.5	2以下
SS	mg/L	3	11	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.5	14	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	210	※2100	300以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
全窒素	mg/L	1.8	1.6	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

相可川は 櫛田川に流入するために櫛田川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

表 4-7(2) 調査結果および基準値（消防署西側）

項目	地点 年月日 単位	相可川(消防署西側)		環境基準 (A類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	9:10	9:10	—
天候	—	晴れ	晴れ	—
気温	℃	32.7	20.3	—
水温	℃	24.8	15.6	—
pH	—	7.7	8.1	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.5	0.8	2以下
SS	mg/L	1	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	9.2	11	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	56	21	300以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
全窒素	mg/L	0.71	0.60	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—

※相可川は 櫛田川に流入するために櫛田川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

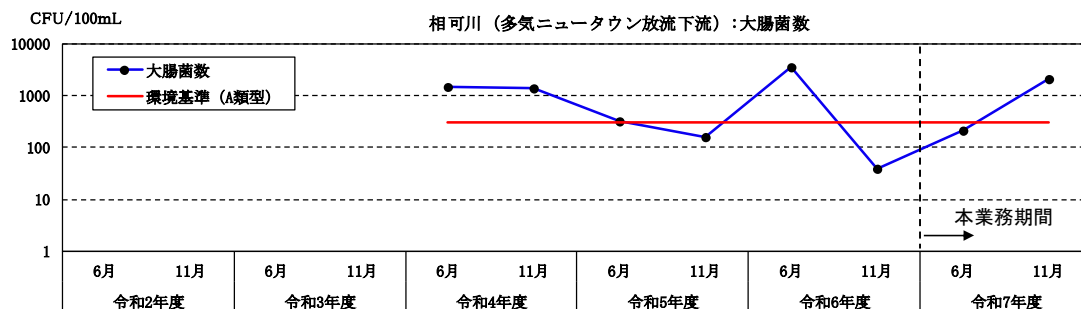
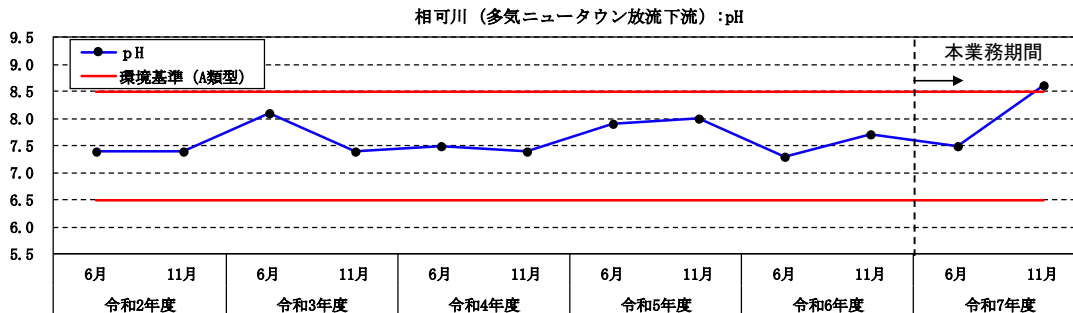
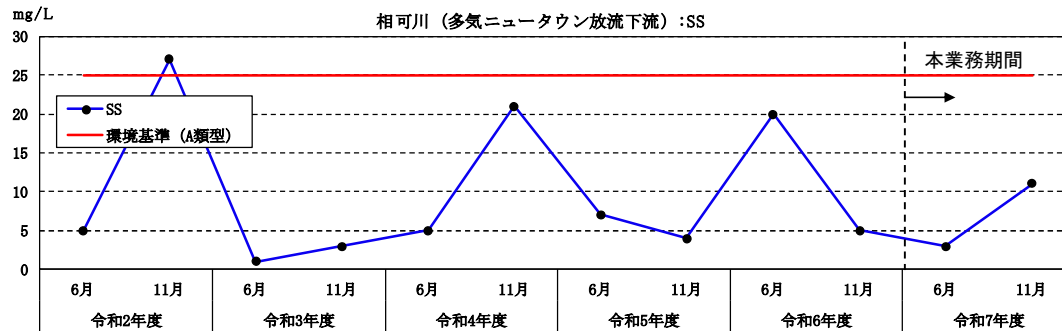
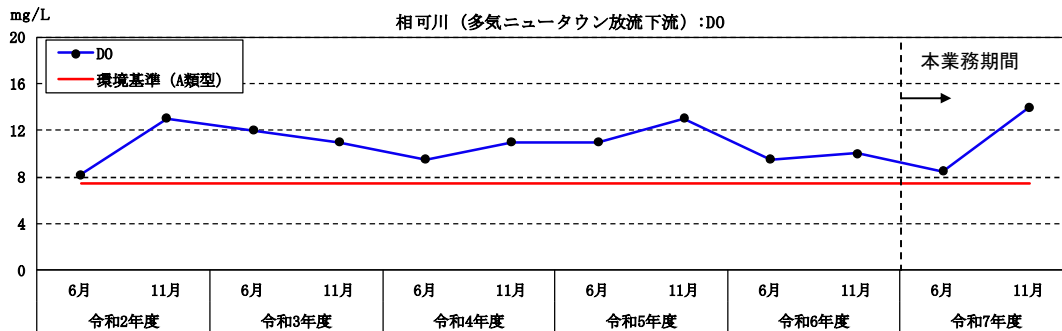
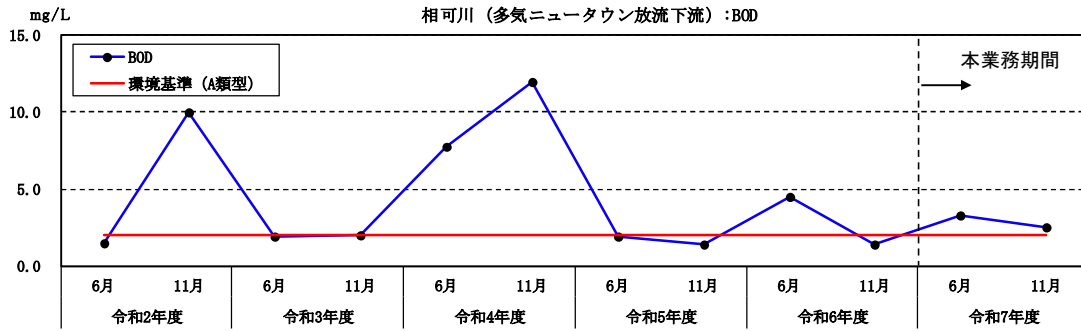


図 4-7(1) 経年変化 (多気ニュータウン放流下流)

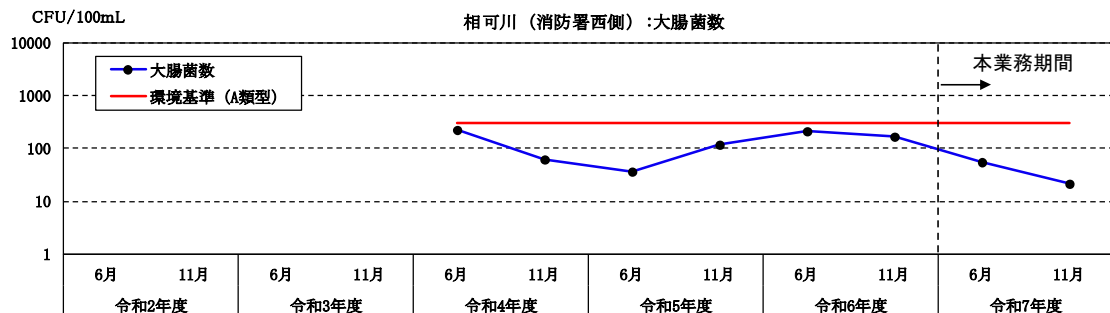
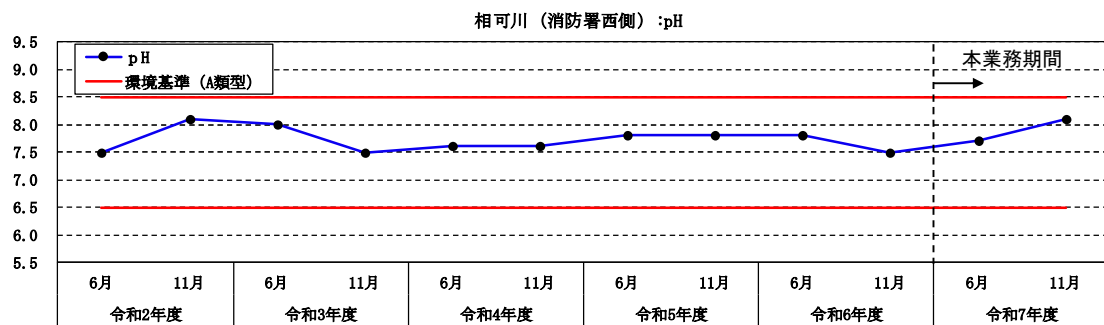
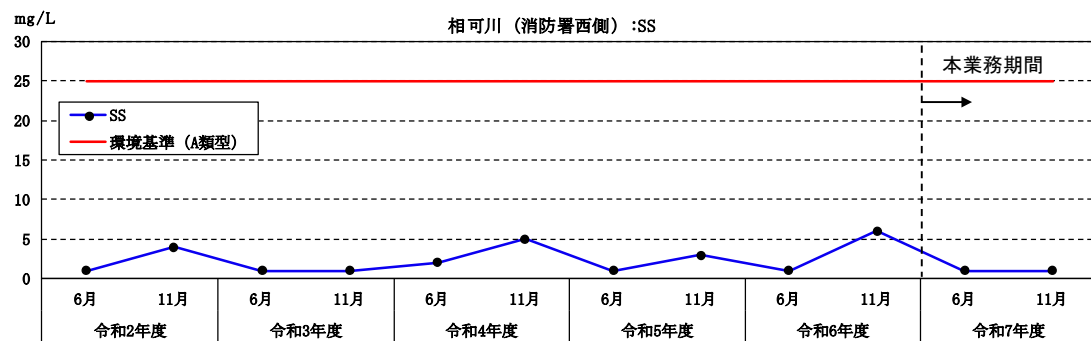
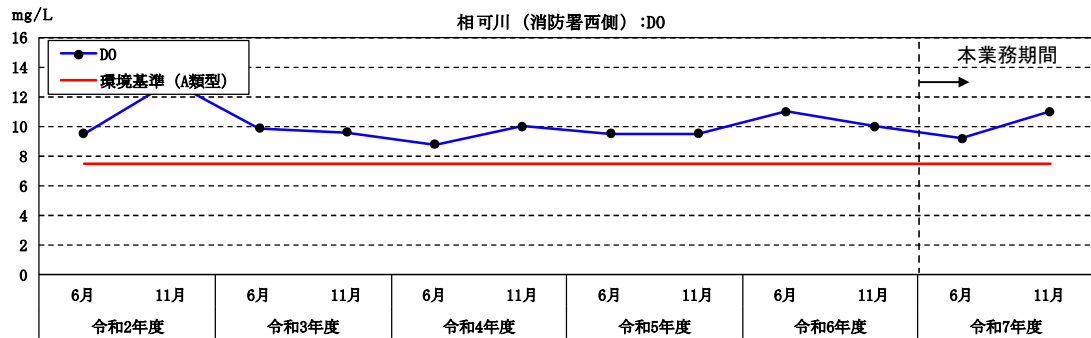
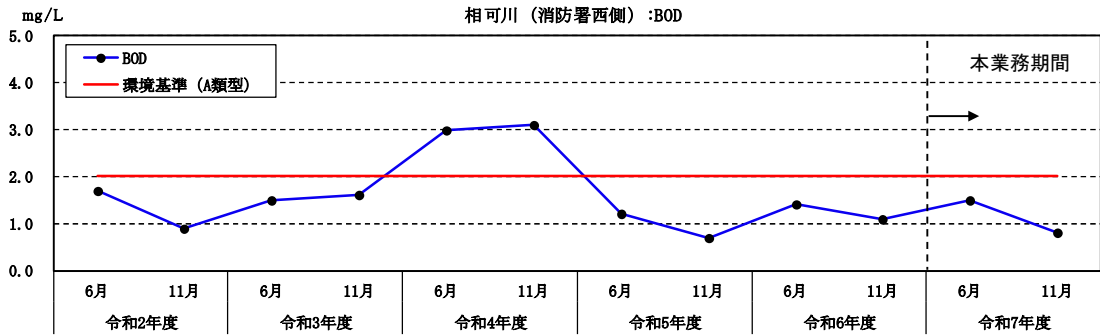


図 4-7(2) 経年変化（消防署西側）

4-8 佐奈川調査結果

佐奈川の調査結果を表 4-8(1)～表 4-8(5)に示し、経年変化を図 4-8(1)～図 4-8(4)に示す。佐奈川には環境基準の類型指定はないが、A 類型の櫛田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、ヴィソン下流は7月及び9月調査の大腸菌数が環境基準を超過し、9月調査のDOが環境基準を下回っていた。大腸菌数は過年度の変動の範囲内であった。9月にDOで過年度の最小値を下回っていたが、比較的高い水温の影響が示唆される。その他の環境基準項目については、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

達川橋で6月にBODで環境基準を超過していたが過年度の変動範囲内であった。松阪興産下流及び田子田橋の環境基準項目は、全項目ともに環境基準を満足する値であった。

表 4-8(1) 調査結果および基準値（ヴィソン下流：5、7、9月）

項目	地点 年月日 単位	ヴィソン下流			環境基準 (A類型)
		令和7年5月22日	令和7年7月2日	令和7年9月3日	
採水時刻	時:分	11:00	10:25	10:25	—
天候	—	晴れ	曇り	晴れ	—
気温	℃	25.9	29.0	28.5	—
水温	℃	19.8	22.1	23.4	—
pH	—	7.6	7.6	7.7	6.5～8.5
BOD	mg/L	0.6	1.0	0.7	2以下
SS	mg/L	<1	2	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.1	7.9	※7.1	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	47	※320	※360	300以下

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

佐奈川は 櫛田川に流入するために櫛田川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

表 4-8(2) 調査結果および基準値（ヴィソン下流：11、1、3月）

項目	地点 年月日 単位	ヴィソン下流			環境基準 (A類型)
		令和7年11月14日	令和8年1月7日	令和8年3月4日	
採水時刻	時:分	14:00	10:20	9:40	—
天候	—	晴れ	晴れ	雨	—
気温	℃	17.4	3.6	8.6	—
水温	℃	16.8	9.3	11.4	—
pH	—	7.8	7.8	7.6	6.5～8.5
BOD	mg/L	<0.5	<0.5	1.0	2以下
SS	mg/L	4	<1	6	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.9	10	10	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	19	2	69	300以下

※佐奈川は 櫛田川に流入するために櫛田川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

表 4-8(3) 調査結果および基準値（松阪興産下流）

項目	地点 年月日 単位	佐奈川(松阪興産下流)		環境基準 (A類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	10:15	13:50	—
天候	—	晴れ	晴れ	—
気温	℃	32.8	17.4	—
水温	℃	24.2	15.5	—
pH	—	7.8	8.0	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.1	<0.5	2以下
SS	mg/L	12	22	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.0	9.6	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	26	31	300以下
全窒素	mg/L	0.82	2.6	—
全りん	mg/L	0.028	0.021	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—
ニッケル	mg/L	<0.05	<0.05	—
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
濁度	度	6.8	14	—

※佐奈川は 櫛田川に流入するために櫛田川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

表 4-8(4) 調査結果および基準値（達川橋）

項目	地点 年月日 単位	佐奈川(達川橋)		環境基準 (A類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	10:30	14:25	—
天候	—	晴れ	晴れ	—
気温	℃	33.1	18.0	—
水温	℃	26.4	16.0	—
pH	—	8.1	8.3	6.5～8.5
BOD	mg/L	※3.0	0.5	2以下
SS	mg/L	<1	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	10	11	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	28	38	300以下
全窒素	mg/L	0.67	0.99	—
全りん	mg/L	0.029	0.017	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—
ニッケル	mg/L	<0.05	<0.05	—
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
濁度	度	1.7	1.2	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

佐奈川は 櫛田川に流入するために櫛田川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

表 4-8(5) 調査結果および基準値（田子田橋）

項目	地点 年月日 単位	佐奈川(田子田橋)		環境基準 (A類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	10:46	15:15	—
天候	—	晴れ	晴れ	—
気温	℃	33.5	18.0	—
水温	℃	27.6	16.1	—
pH	—	8.1	8.1	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.2	<0.5	2以下
SS	mg/L	1	7	25以下
溶存酸素量	mg/L	8.9	11	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	91	97	300以下
全窒素	mg/L	0.69	1.1	—
全りん	mg/L	0.025	0.020	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—
ニッケル	mg/L	<0.05	<0.05	—
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
濁度	度	1.9	4.8	—

※佐奈川は 櫛田川に流入するために櫛田川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

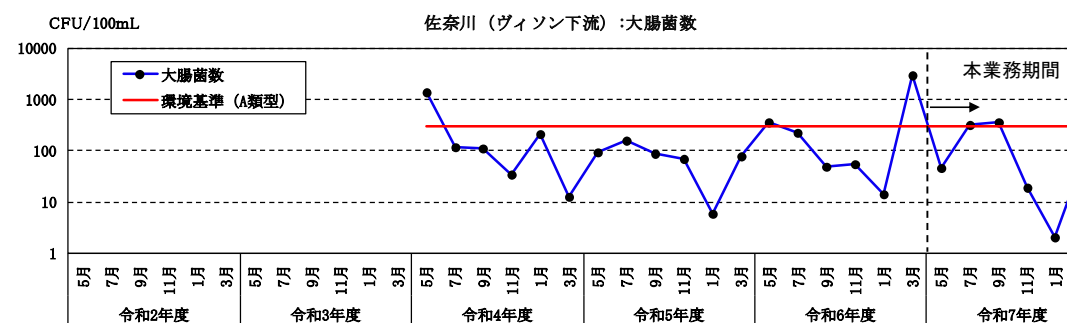
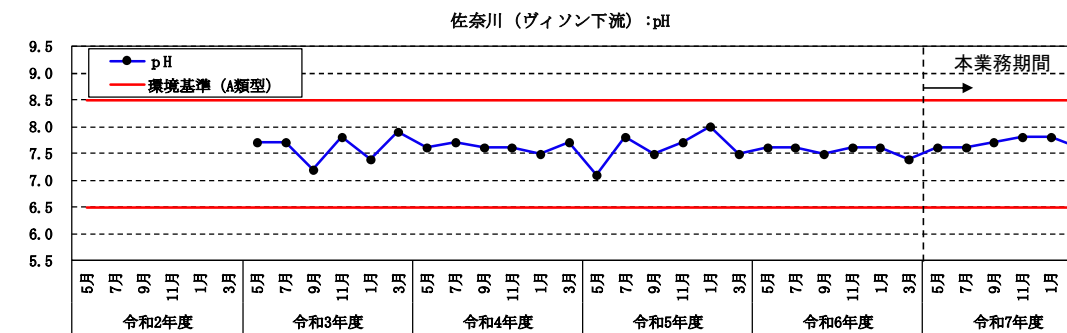
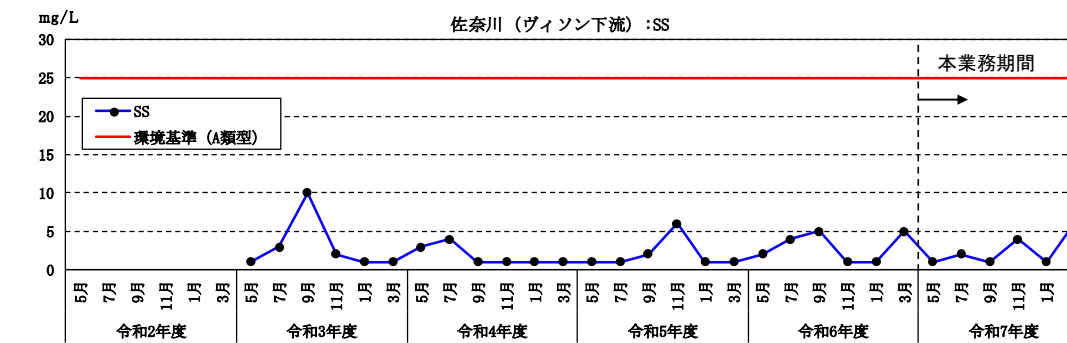
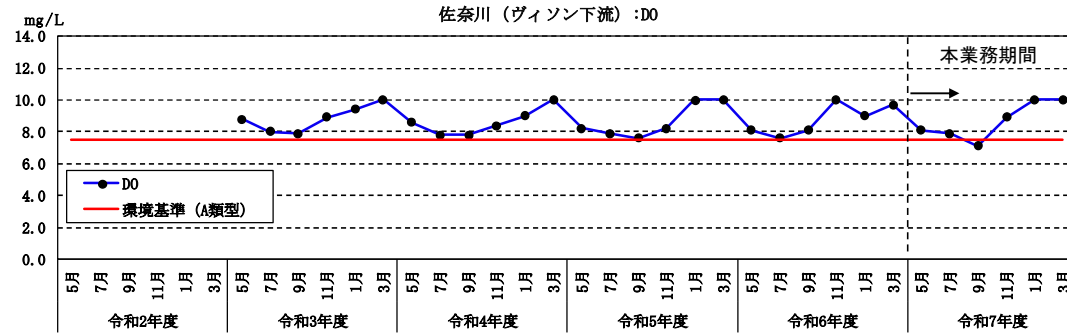
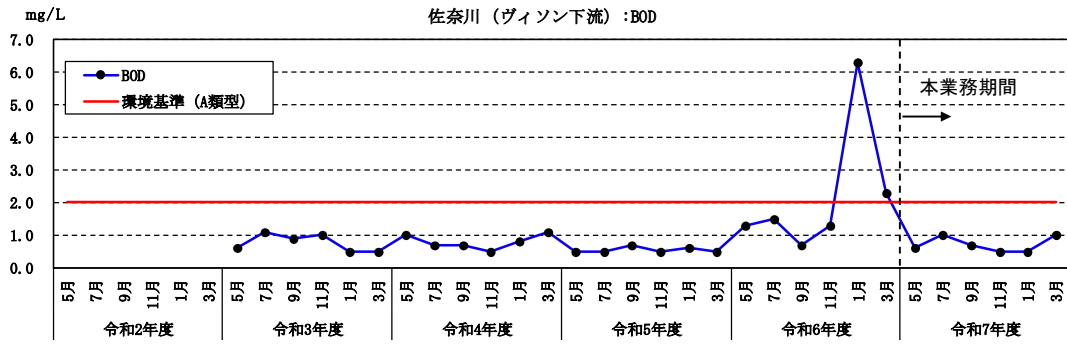


図 4-8(1) 経年変化（ヴィソン下流）

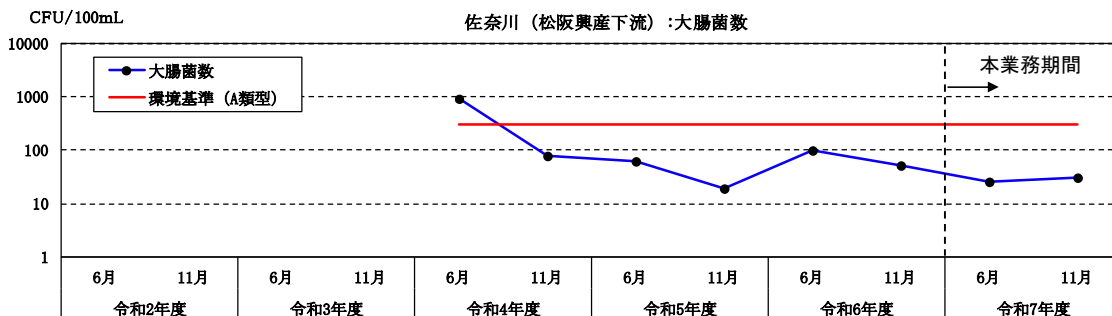
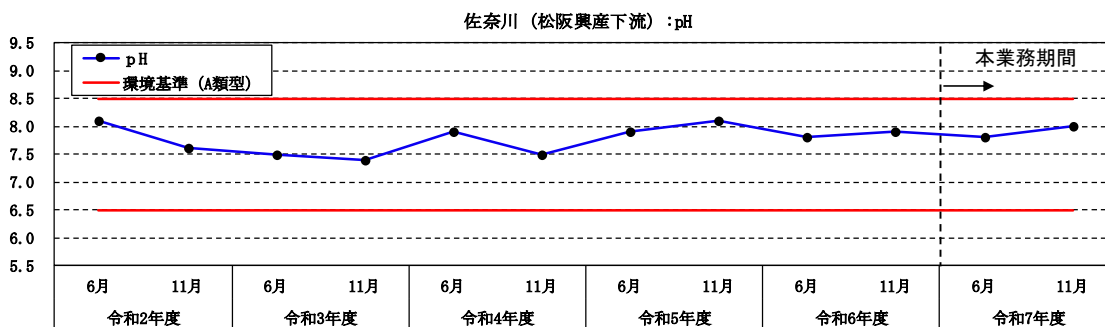
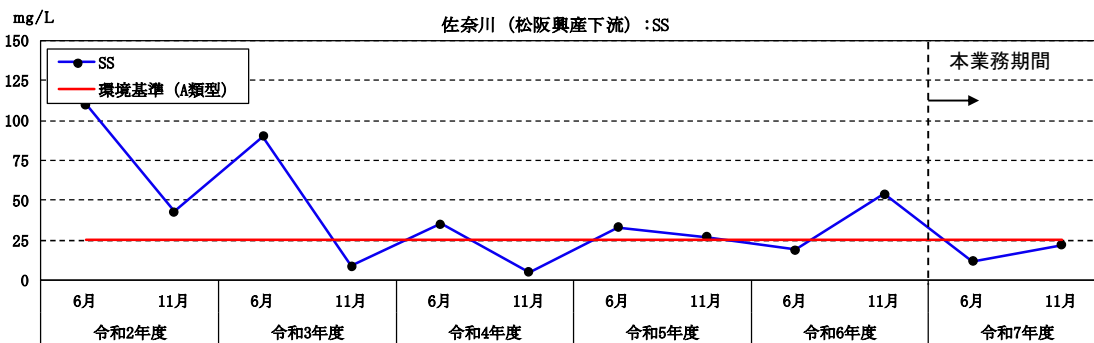
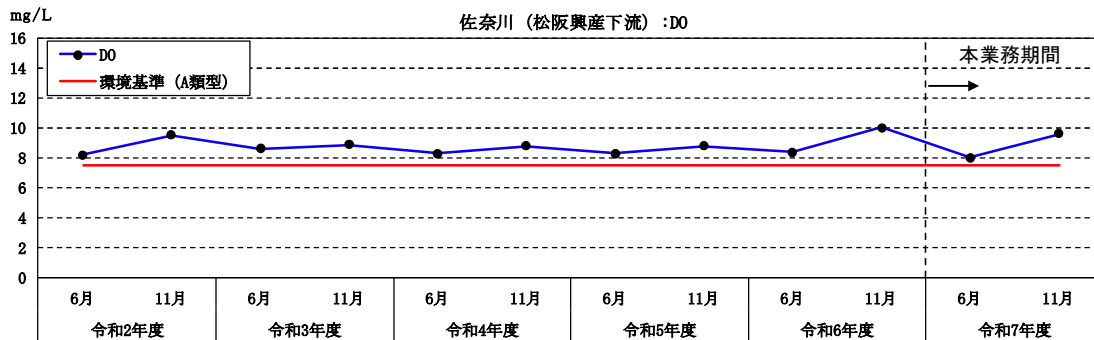
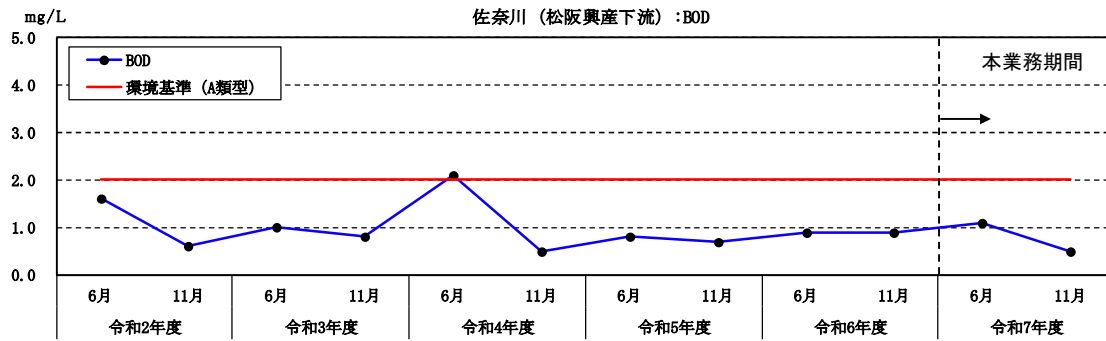


図 4-8(2) 経年変化（松阪興産下流）

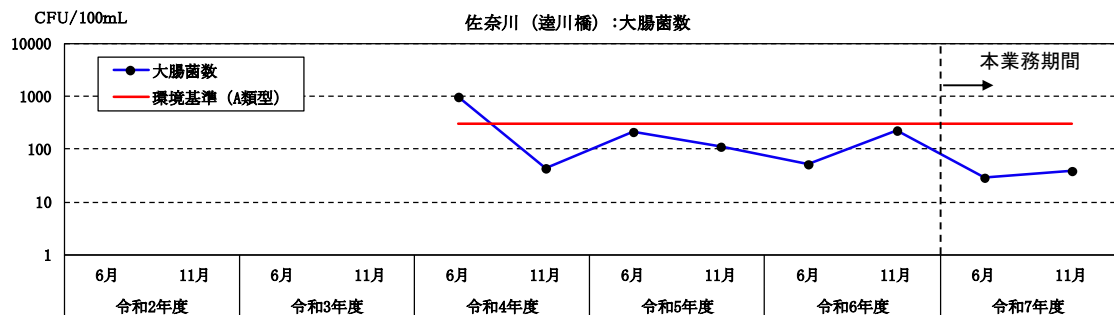
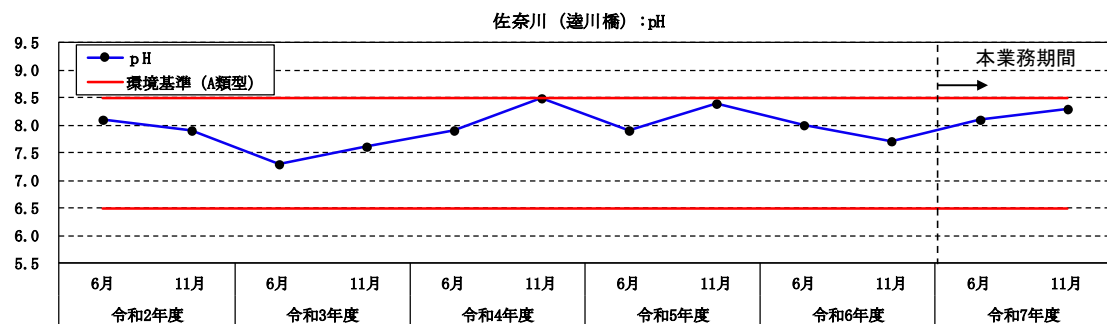
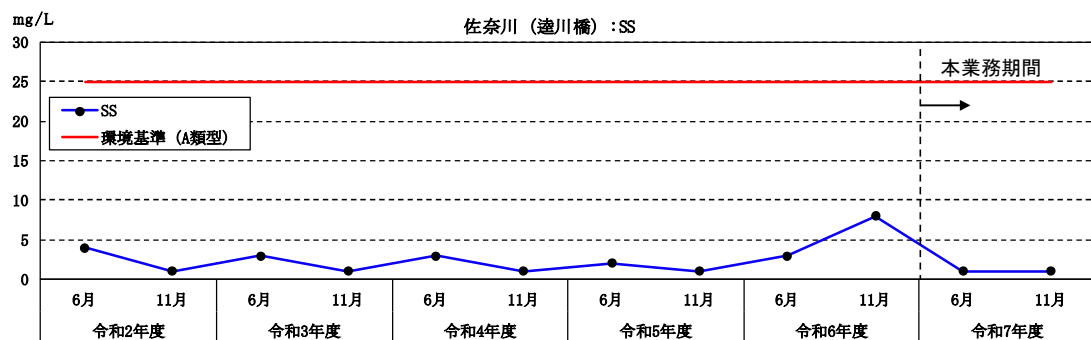
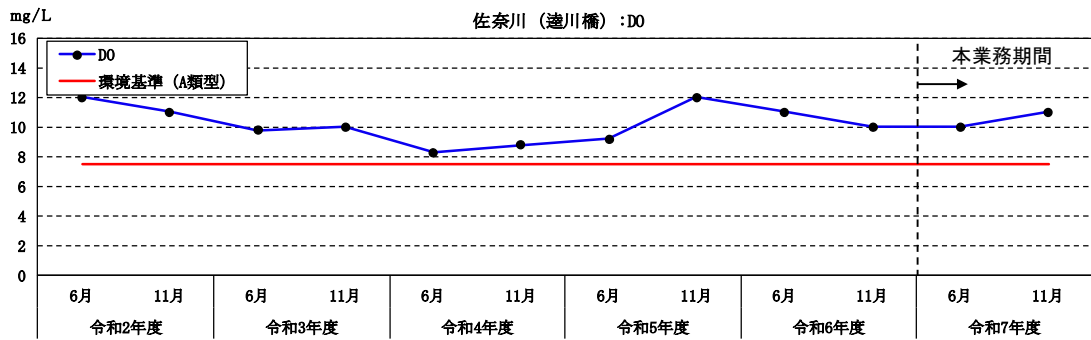
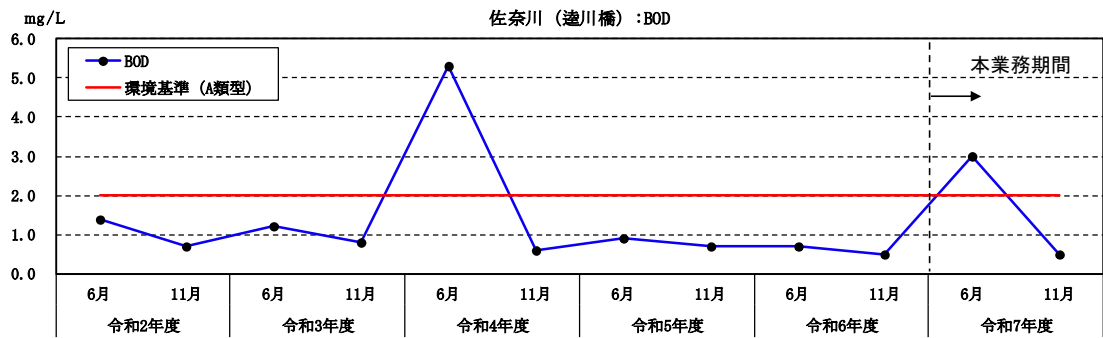


図 4-8(3) 経年変化（遼川橋）

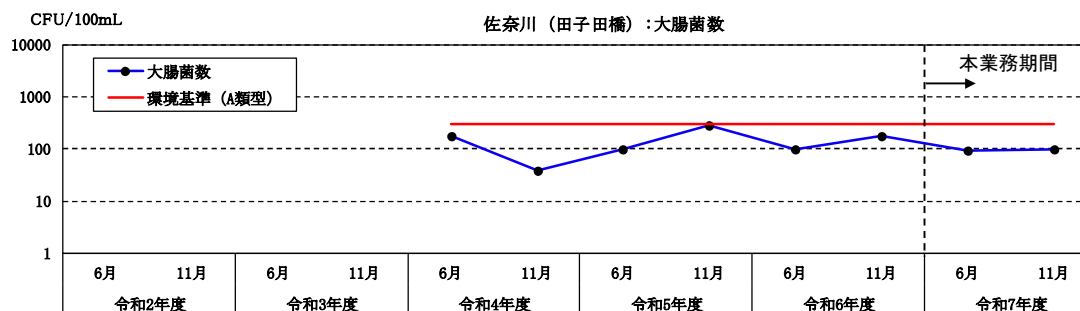
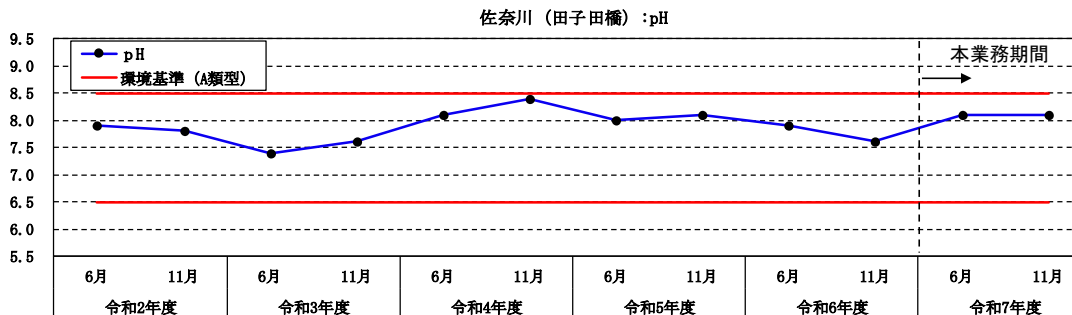
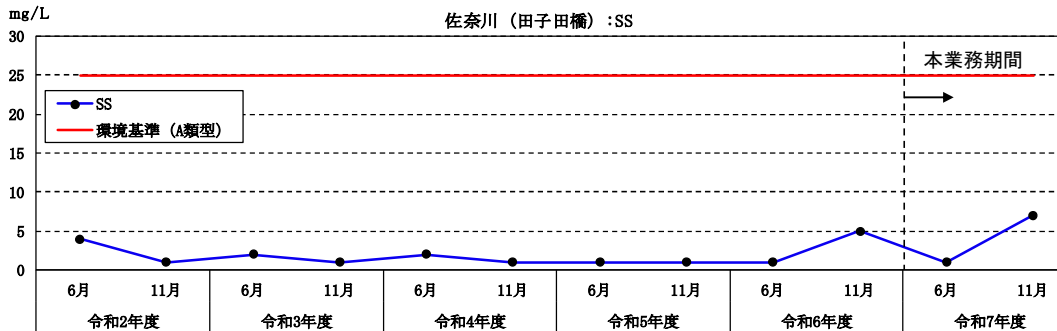
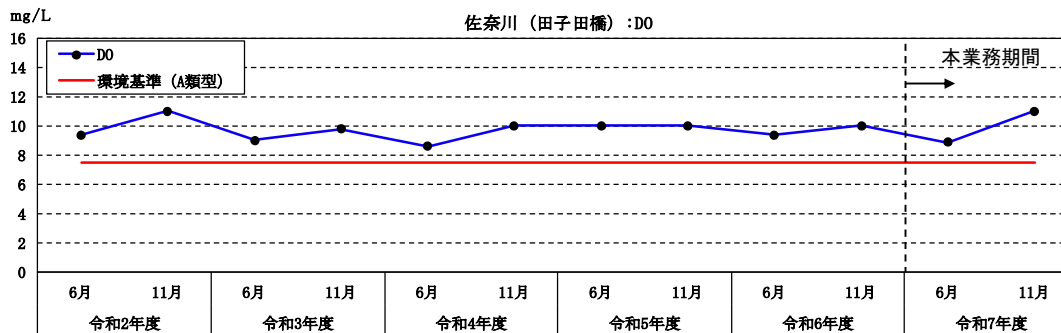
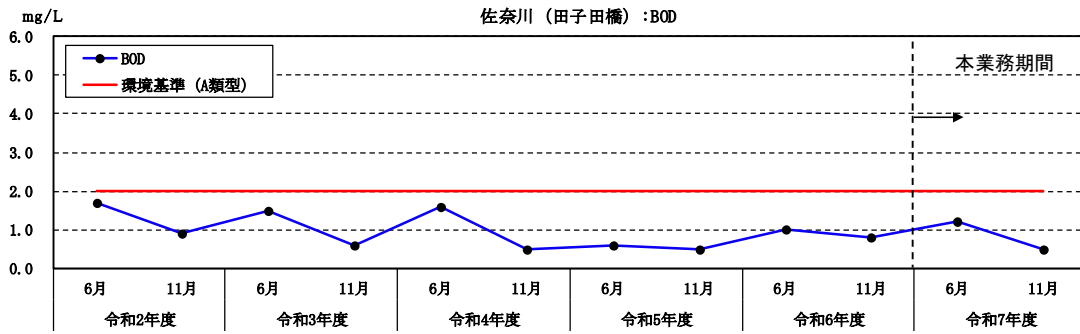


図 4-8(4) 経年変化（田子田橋）

4-9 河田川調査結果

河田川の調査結果を表 4-9 に示し、経年変化を図 4-9 に示す。河田川には環境基準の類型指定はないが、A 類型の櫛田川から分岐している祓川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、環境基準項目は、全項目ともに環境基準を満足する値であり、概ね過年度の変動範囲であった。

表 4-9 調査結果および基準値（河田川合流点上流）

項目	地点 年月日 単位	河田川(合流点上流)		環境基準 (A類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	9:50	14:09	—
天候	-	晴れ	晴れ	—
気温	℃	32.8	20.1	—
水温	℃	25.4	15.7	—
pH	-	7.6	7.5	6.5~8.5
BOD	mg/L	1.5	0.5	2以下
SS	mg/L	7	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.7	9.7	7.5以上
大腸菌数	CFU/100mL	110	53	300以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
全窒素	mg/L	0.53	0.36	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—

※河田川は祓川を経由し櫛田川に流入するために櫛田川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

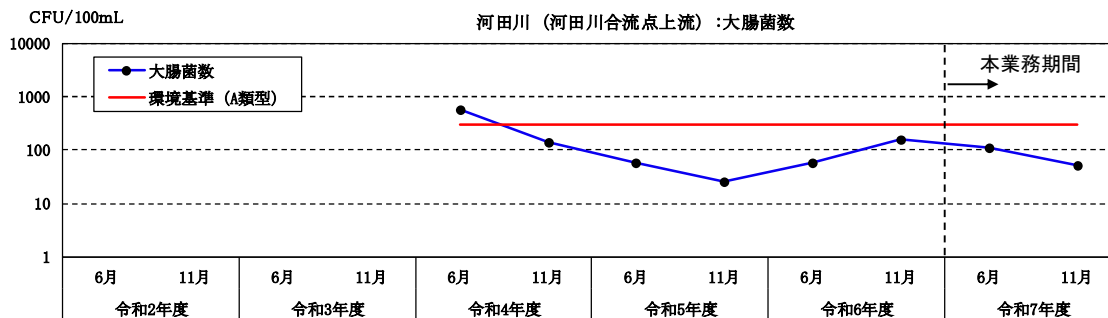
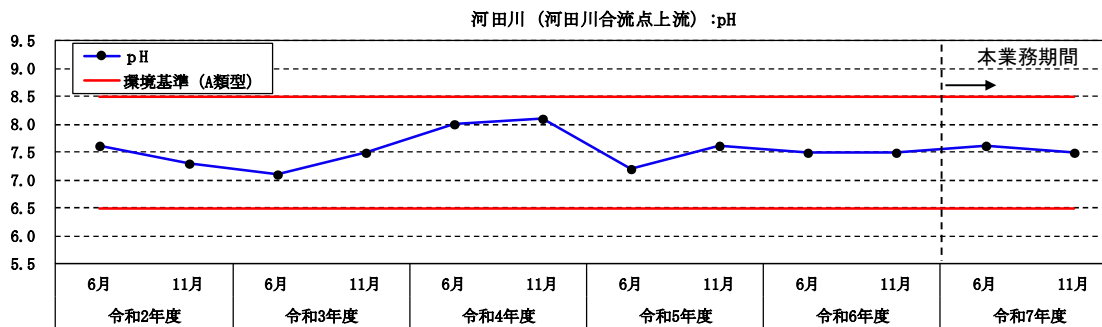
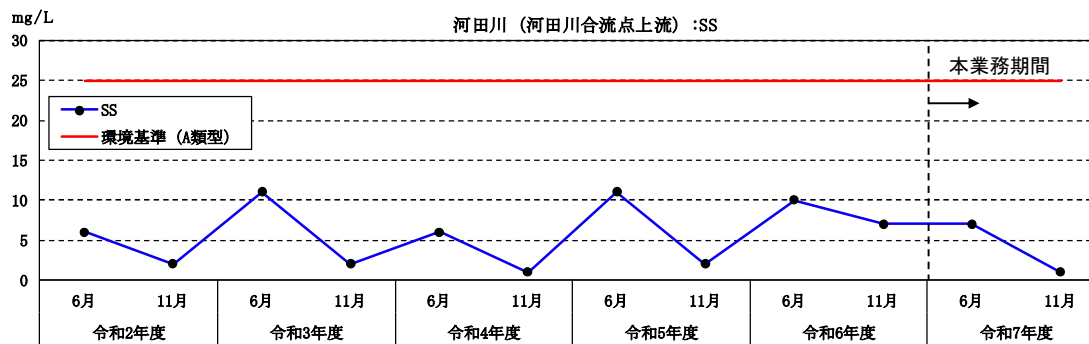
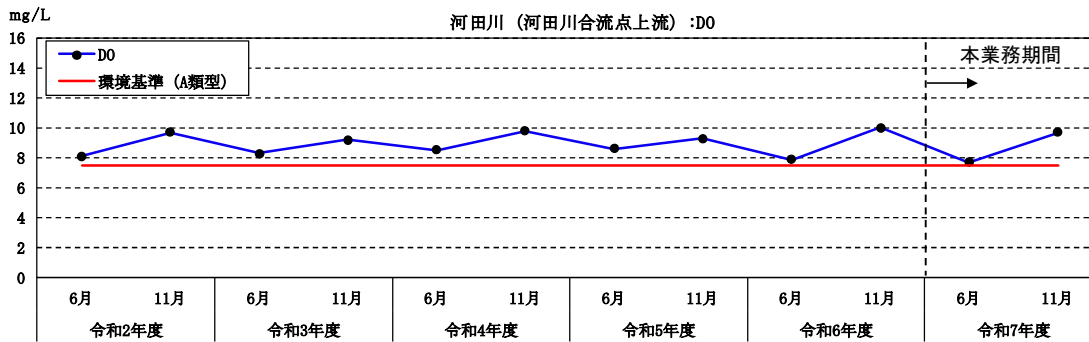
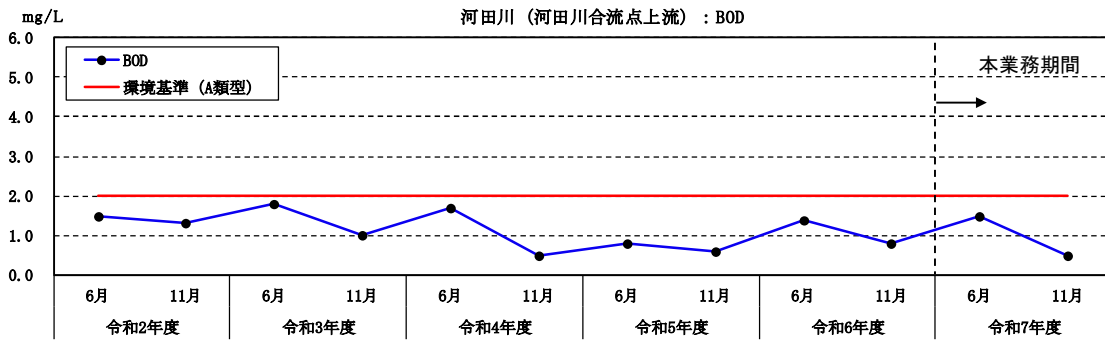


図 4-9 経年変化 (河田川合流点上流)

4-10 外城田川調査結果

外城田川の調査結果を表 4-10(1)～表 4-10(3)に示し、経年変化を図 4-10(1)～図 4-10(3)に示す。森荘及び土羽・玉城町境界点は外城田川の環境基準 B 類型に指定されており、鳴子川（合流点上流）では環境基準の類型指定はないが、B 類型の外城田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、環境基準項目は鳴子川合流点上流の pH が環境基準を超過していたが、過年度の変動の範囲内であり、藻類の光合成により上昇したと考えられる。その他の環境基準項目については、全地点ともに環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

表 4-10(1) 調査結果および基準値（鳴子川合流点上流）

項目	地点 年月日 単位	外城田川(鳴子川合流点上流)		環境基準 (B類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	10:50	14:58	—
天候	—	晴れ	晴れ	—
気温	℃	33.5	22.1	—
水温	℃	29.2	18.6	—
pH	—	※9.8	※10.2	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.4	1.3	3以下
SS	mg/L	<1	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	11	14	5以上
大腸菌数	CFU/100mL	<1	6	1000以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
全窒素	mg/L	1.0	0.94	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

鳴子川は外城田川に流入するため外城田川の指定された環境基準を参考基準として記載した。

表 4-10(2) 調査結果および基準値（森荘）

項目	地点 年月日 単位	外城田川(森荘)				環境基準 (B類型)
		令和7年6月18日	令和7年9月3日	令和7年11月14日	令和7年12月3日	
採水時刻	時:分	10:28	9:55	14:44	9:55	—
天候	—	晴	晴れ	晴れ	曇り	—
気温	℃	32.8	32.2	22.0	13.3	—
水温	℃	23.6	24.7	18.8	16.0	—
COD	mg/L	2.1	—	0.6	—	—
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	—	<0.5	—	—
全窒素	mg/L	1.2	—	1.5	—	—
全りん	mg/L	0.021	—	0.014	—	—
電気伝導率	mS/m	10	—	11	—	—
pH	—	—	6.7	—	6.9	6.5～8.5
BOD	mg/L	—	1.0	—	<0.5	3以下
SS	mg/L	—	2	—	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	—	7.3	—	7.8	5以上
大腸菌数	CFU/100mL	—	91	—	8	1000以下

表 4-10(3) 調査結果および基準値（土羽・玉城町境界点）

項目	地点 年月日 単位	外城田川(土羽・玉城町境界点)		環境基準 (B類型)
		令和7年9月3日	令和7年12月3日	
採水時刻	時:分	9:40	10:10	—
天候	—	晴れ	曇り	—
気温	℃	32.0	13.4	—
水温	℃	26.0	14.1	—
pH	—	7.1	7.1	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.4	0.6	3以下
COD	mg/L	3.7	1.8	—
SS	mg/L	4	<1	25以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.6	10	5以上
大腸菌数	CFU/100mL	160	55	1000以下
n-ヘキサン抽出物質(油分等)	mg/L	<0.5	<0.5	—
全窒素	mg/L	1.4	1.8	—
全りん	mg/L	0.072	0.088	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	—
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	—
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	—
全シアン	mg/L	不検出(0.1未満)	不検出(0.1未満)	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	—
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	—
銅	mg/L	<0.02	<0.02	—
亜鉛	mg/L	<0.05	<0.05	—
電気伝導率	mS/m	13	15	—

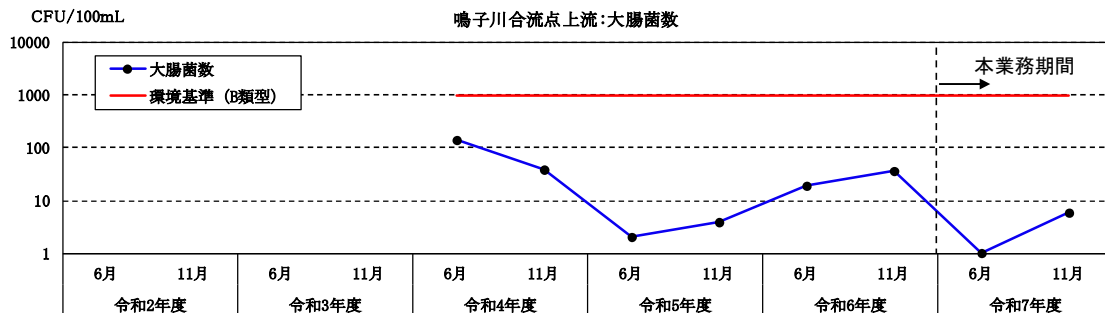
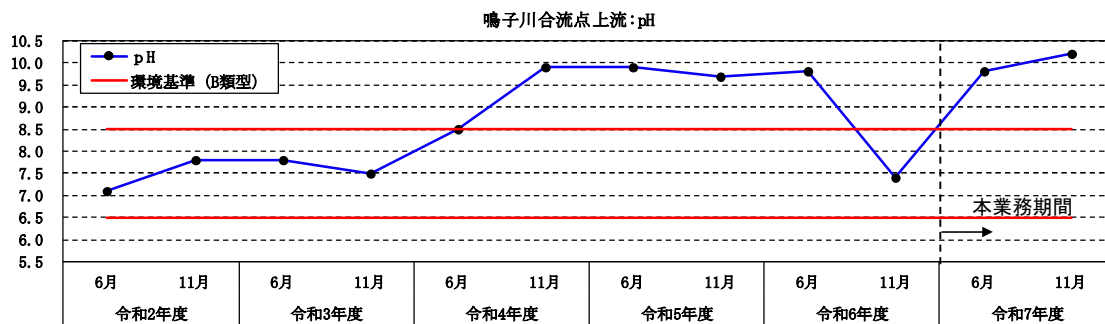
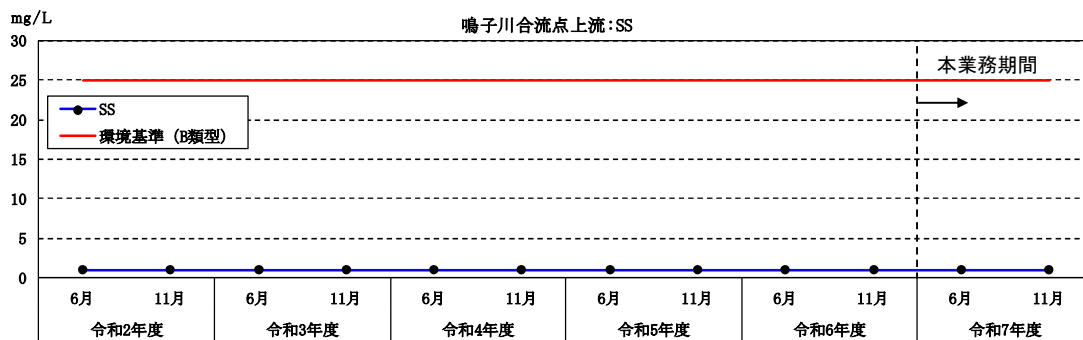
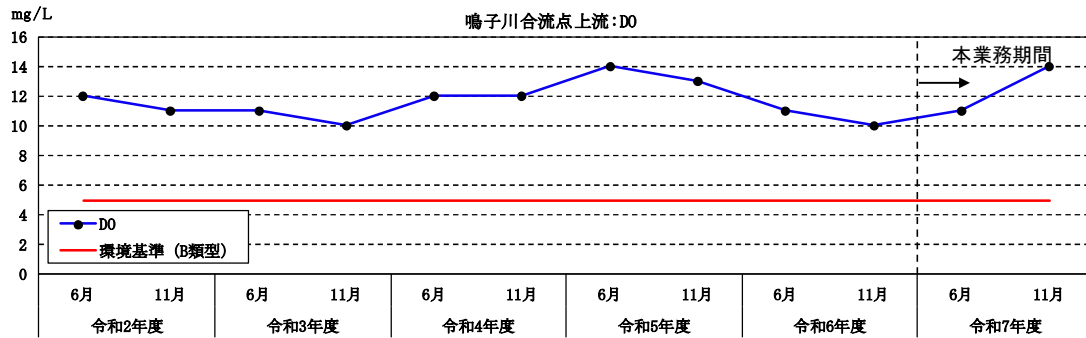
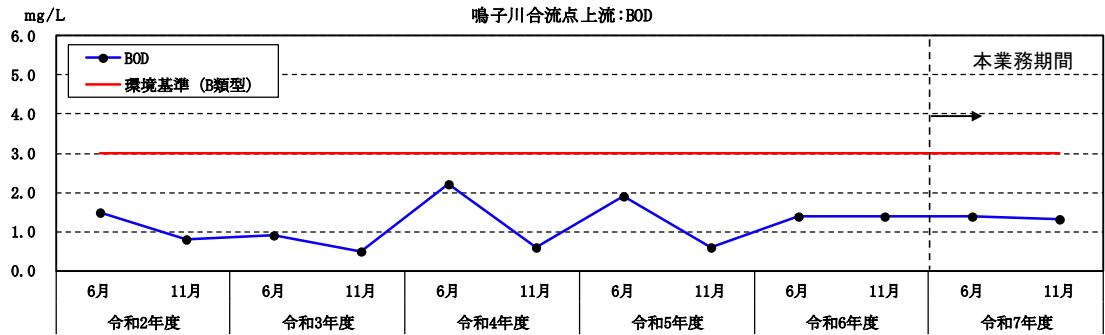


図 4-10(1) 経年変化 (鳴子川合流点上流)

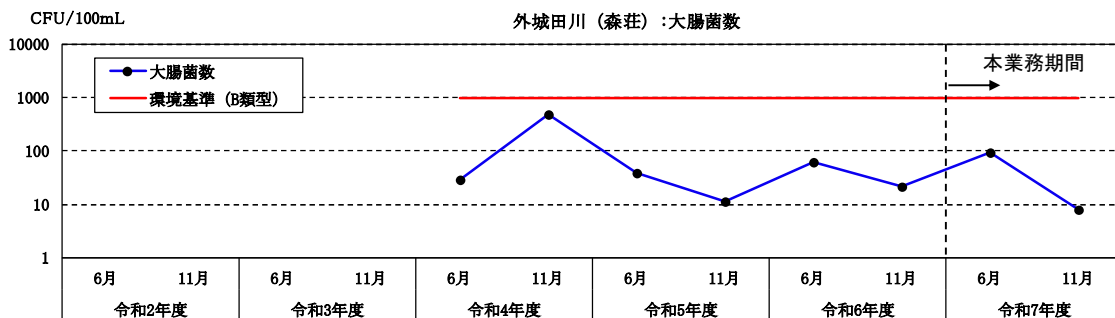
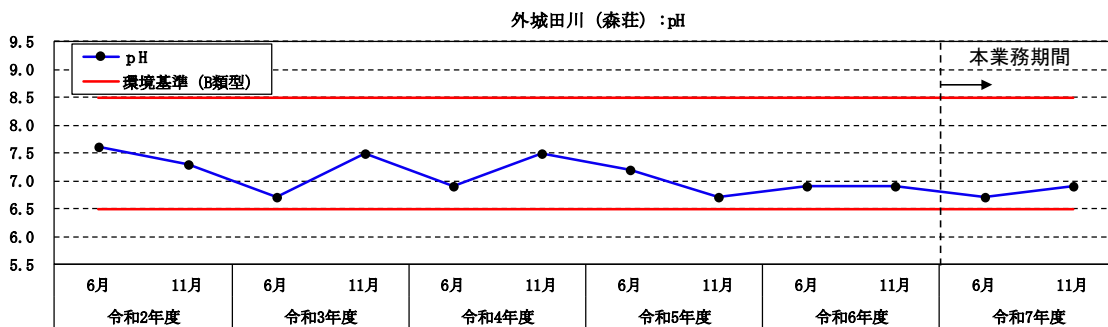
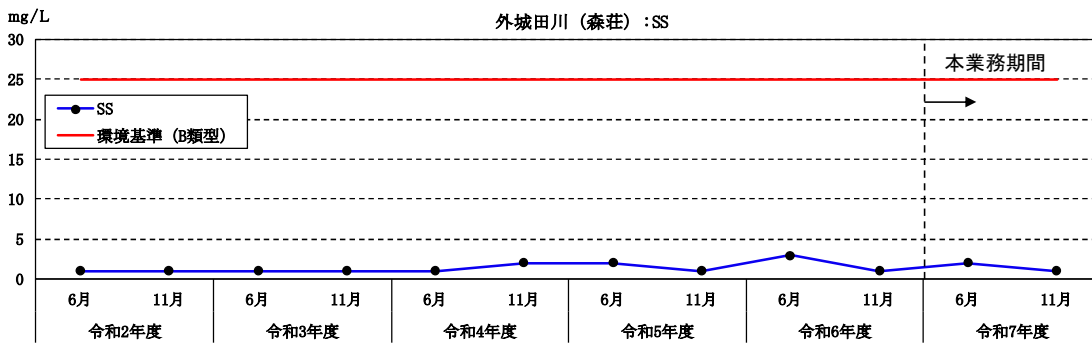
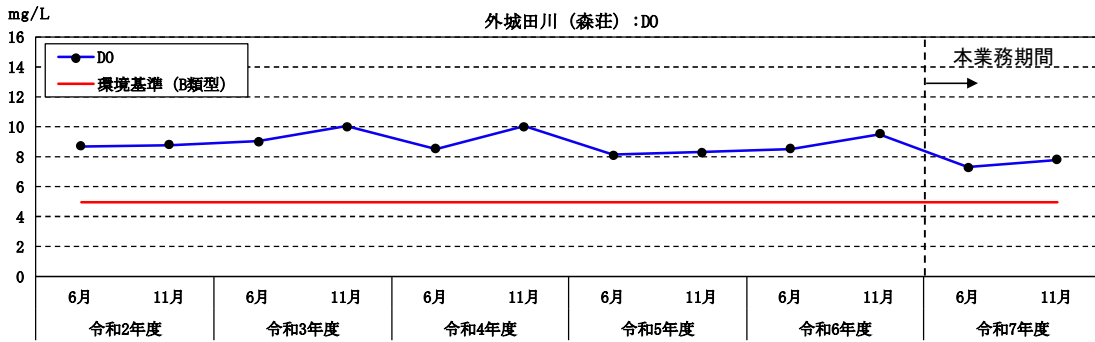
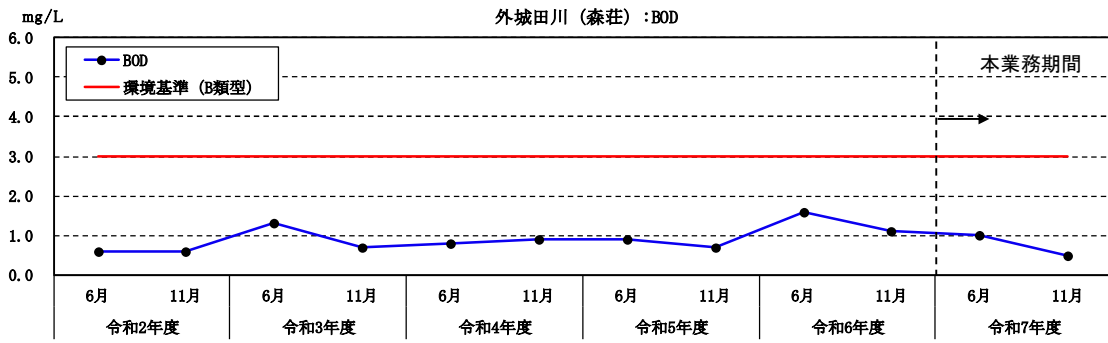


図 4-10(2) 経年変化 (森荘)

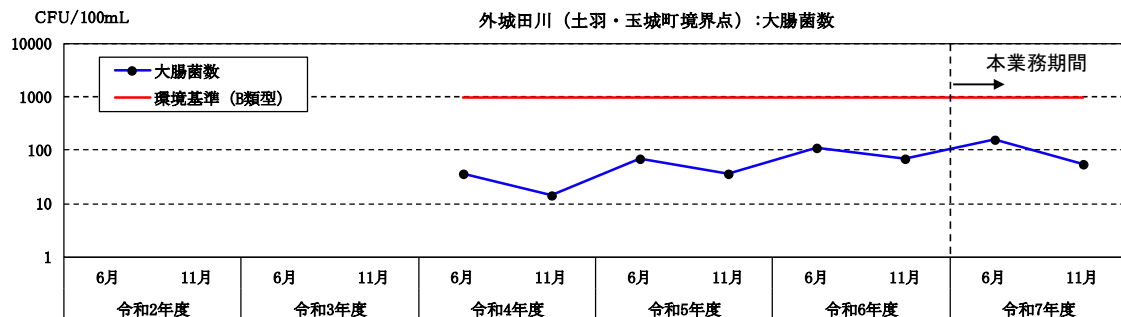
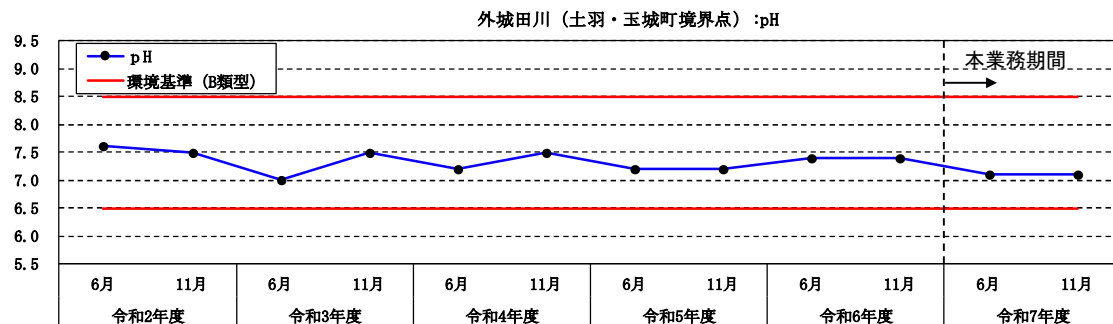
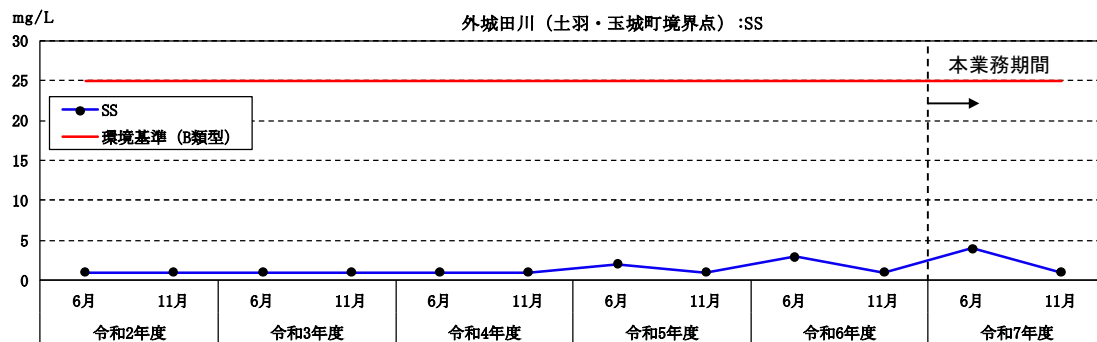
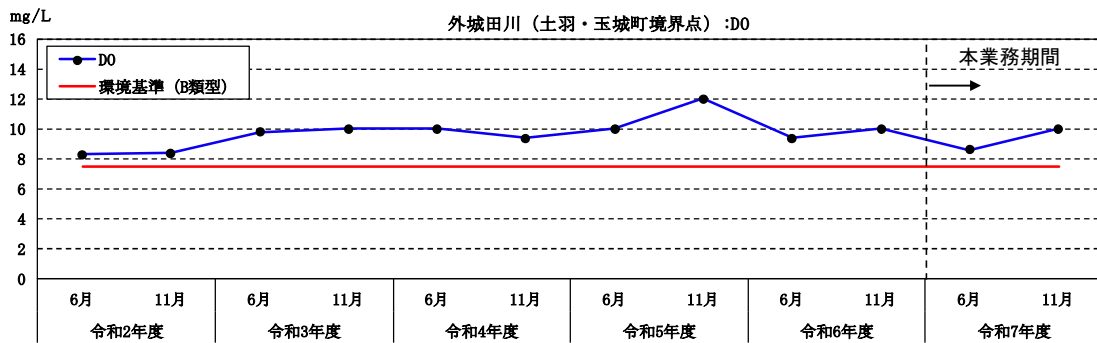
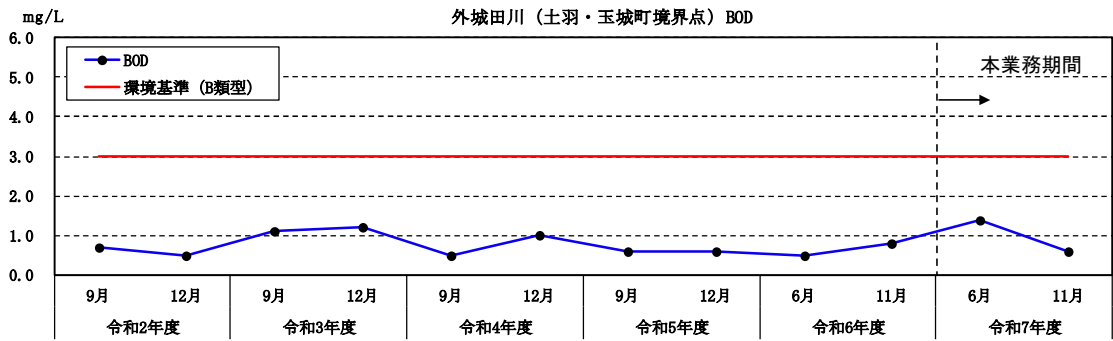


図 4-10(3) 経年変化（土羽・玉城町境界点）

4-11 土羽の旧灰捨て場調査結果

土羽の旧灰捨て場の調査結果を表 4-11 に示し、経年変化を図 4-11 に示す。土羽の旧灰捨て場には環境基準の類型指定はないが、B 類型である外城田川に流入していることから、同河川と同じ類型基準との比較を行った。

今年度の水質調査結果について、環境基準項目について、環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

表 4-11 調査結果および基準値（土羽の旧灰捨て場）

項目	地点 年月日 単位	土羽の旧灰捨て場	環境基準 (B類型)
		令和7年10月23日	
採水時刻	時:分	11:00	—
天候	—	晴れ	—
気温	℃	17.2	—
水温	℃	17.6	—
pH	—	6.9	6.5～8.5
BOD	mg/L	1.8	3以下
COD	mg/L	6.2	—
SS	mg/L	8	25以下
大腸菌数	CFU/100mL	120	1000以下
全窒素	mg/L	1.0	—
全シアン	mg/L	不検出(0.1未満)	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	—
鉛	mg/L	<0.005	—
六価クロム	mg/L	<0.005	—
総水銀	mg/L	<0.0005	—
砒素	mg/L	<0.005	—

※当該水路は外城田川に流入するために外城田川に指定されている環境基準を参考基準として記載した。

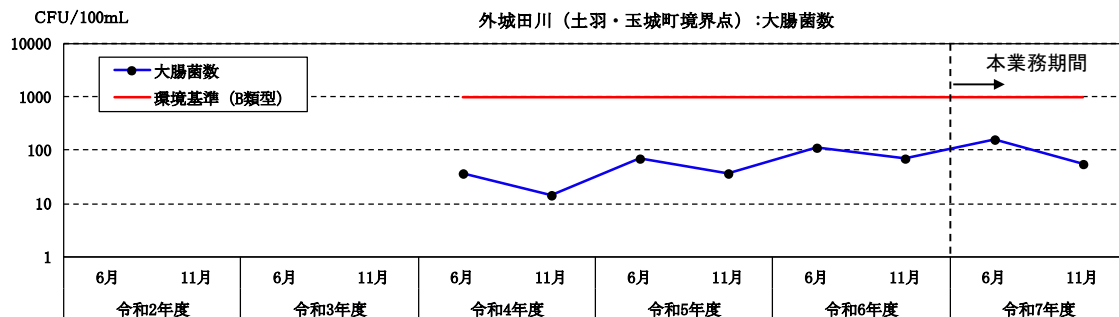
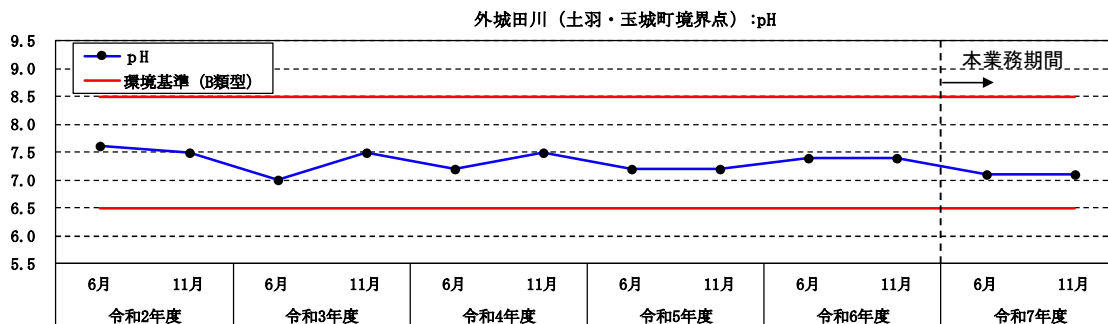
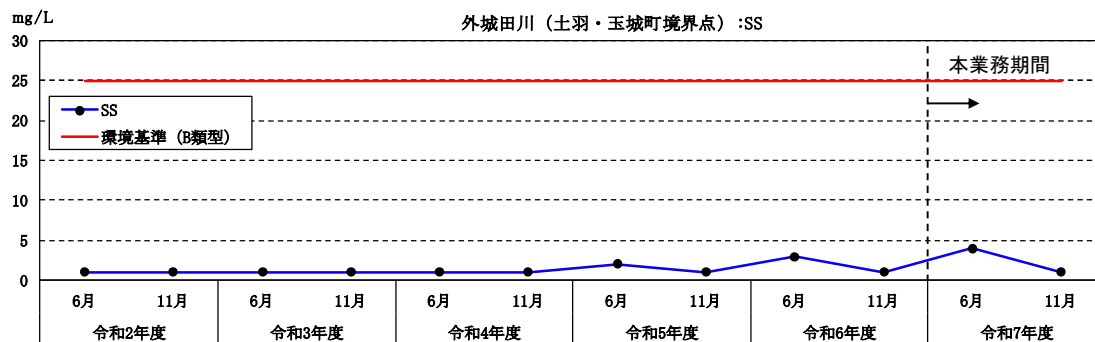
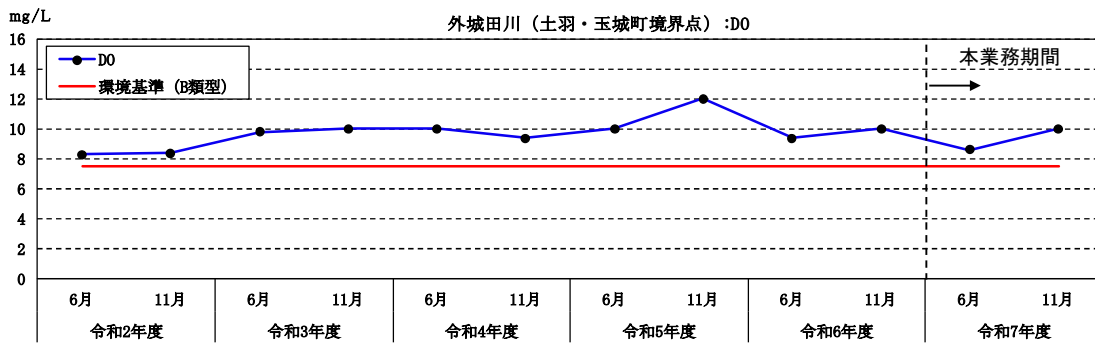
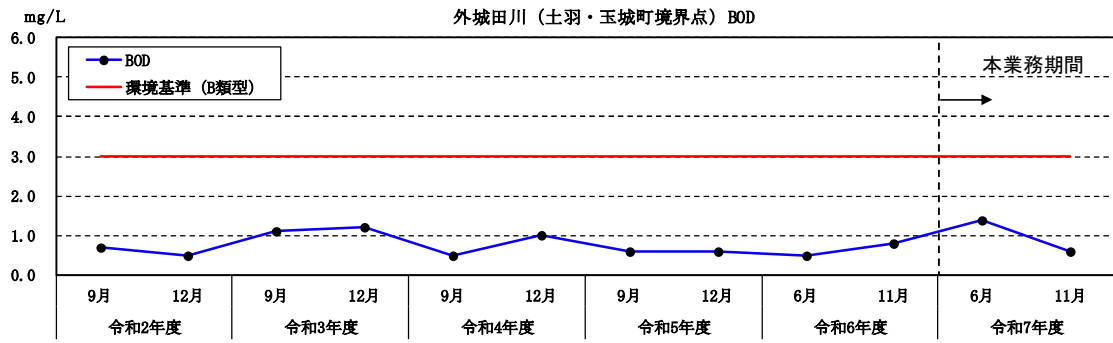


図 4-11 経年変化（土羽の旧灰捨て場）

4-12 湖沼水調査結果

湖沼における調査結果を表 4-12(1)～表 4-12(3)に示し、経年変化を図 4-12(1)～図 4-12(3)に示す。調査地点である五桂池、栃ヶ池及び天啓池には「湖沼に係る環境基準」は設定されていないが、pH、COD、溶存酸素量及びSSについては農業用水に利用される場合のB類型、全窒素及び全りんについてはV類型をそれぞれ参考値として比較を行った。

今年度の水質調査結果について、栃ヶ池では11月にCODが環境基準を超過するとともに、過年度の最大値を上回る結果が確認された。同検体のSSは環境基準を満たしているものの、過年度の最大値を上回っており、懸濁物質の増加が認められた。これらの影響も含めてCODが上昇した可能性が示唆される。また、他の湖沼においてもCODが高値を示す時期にSSが高めとなる傾向が確認されていることから、同湖沼は過年度の変動範囲であると考えられる。その他の項目については全地点ともに環境基準を満足する値であり、過年度の変動範囲内であった。

表 4-12(1) 調査結果および基準値（五桂池）

項目	地点 年月日 単位	五桂池		環境基準 (B類型、V類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	10:40	14:40	—
天候	—	晴れ	晴れ	—
気温	℃	33.2	17.2	—
水温	℃	28.1	15.2	—
pH	—	7.9	7.4	6.5～8.5
COD	mg/L	3.9	4.2	5以下
SS	mg/L	6	8	15以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.9	8.5	5以上
大腸菌数	CFU/100mL	5	10	—
全窒素	mg/L	0.23	0.45	1以下
全りん	mg/L	0.008	0.014	0.1以下
銅	mg/L	<0.02	<0.02	—
亜鉛	mg/L	<0.05	0.07	—
電気伝導率	mS/m	8.0	9.7	—

表 4-12(2) 調査結果および基準値（栃ヶ池）

項目	地点 年月日 単位	栃ヶ池		環境基準 (B類型、V類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	11:00	14:50	—
天候	-	晴れ	晴れ	—
気温	℃	33.4	17.3	—
水温	℃	29.1	16.1	—
pH	-	7.6	7.2	6.5~8.5
COD	mg/L	3.7	※5.8	5以下
SS	mg/L	<1	8	15以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.3	9.6	—
大腸菌数	CFU/100mL	5	50	—
全窒素	mg/L	0.20	0.28	1以下
全りん	mg/L	0.013	0.012	0.1以下
銅	mg/L	<0.02	<0.02	—
亜鉛	mg/L	<0.05	0.10	—
電気伝導率	mS/m	8.0	11	—

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

表 4-12(3) 調査結果および基準値（天啓池）

項目	地点 年月日 単位	天啓池		環境基準 (B類型、V類型)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	8:58	15:25	—
天候	-	晴れ	晴れ	—
気温	℃	32.0	17.0	—
水温	℃	28.8	15.2	—
pH	-	8.1	7.5	6.5~8.5
COD	mg/L	4.3	4.9	5以下
SS	mg/L	<1	7	15以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.6	8.9	5以上
大腸菌数	CFU/100mL	2	11	—
全窒素	mg/L	0.24	0.33	1以下
全りん	mg/L	0.017	0.017	0.1以下
銅	mg/L	<0.02	<0.02	—
亜鉛	mg/L	<0.05	<0.05	—
電気伝導率	mS/m	13	14	—

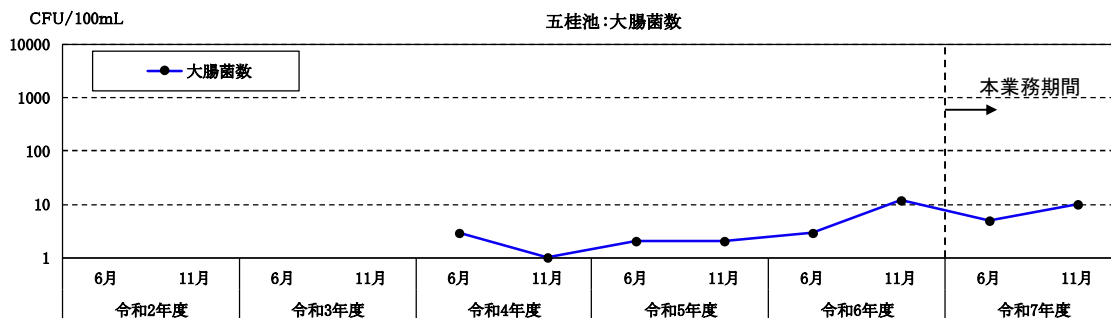
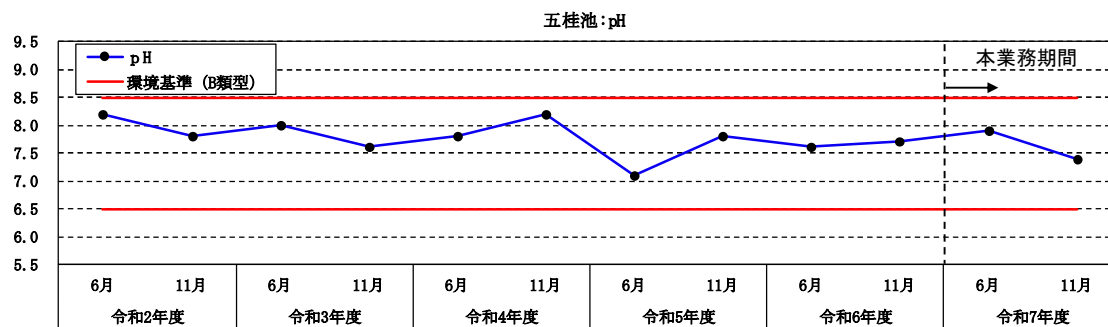
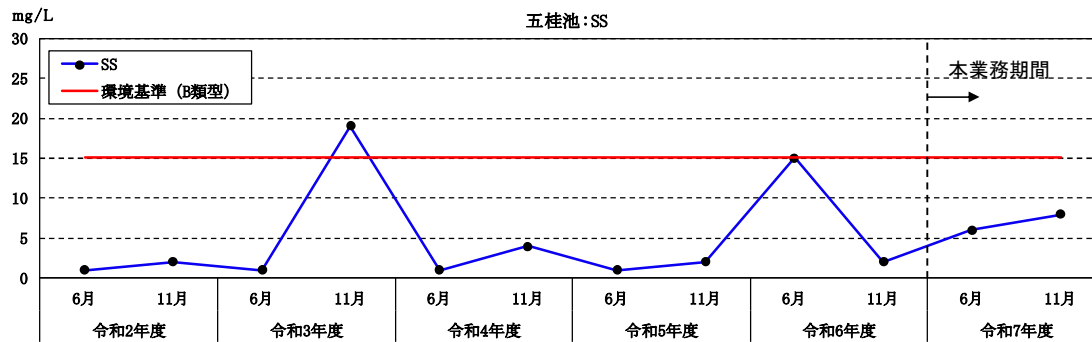
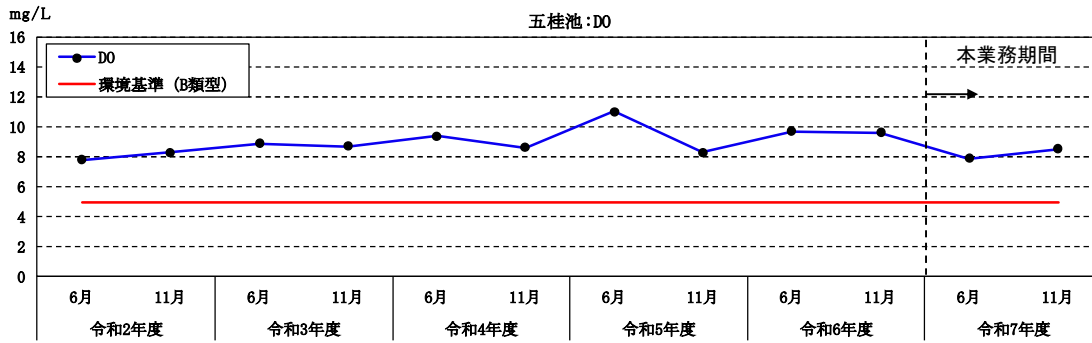
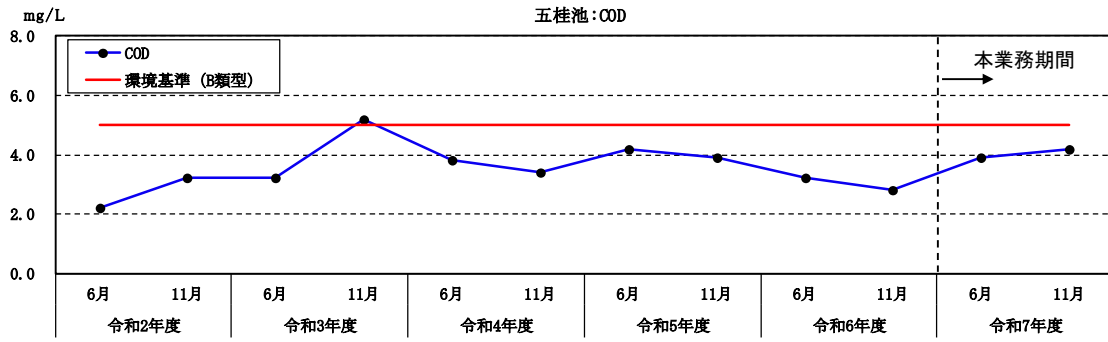


図 4-12(1) 経年変化 (五桂池)

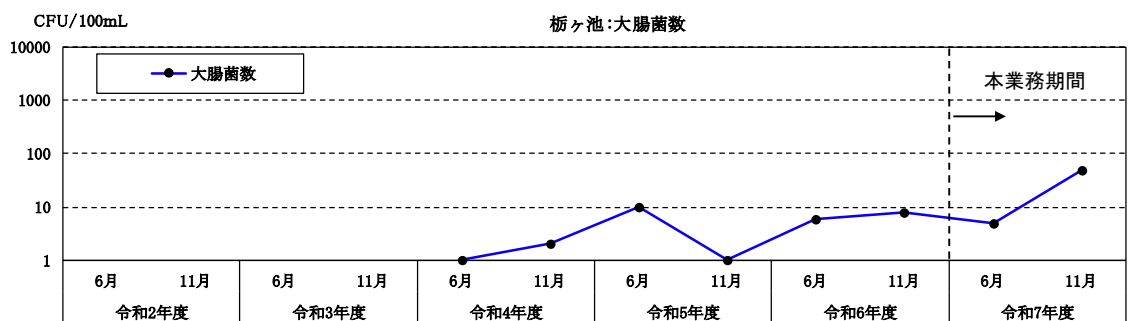
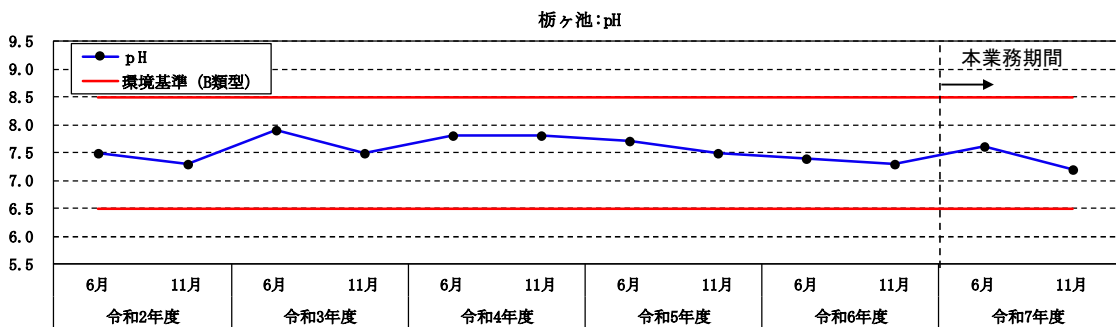
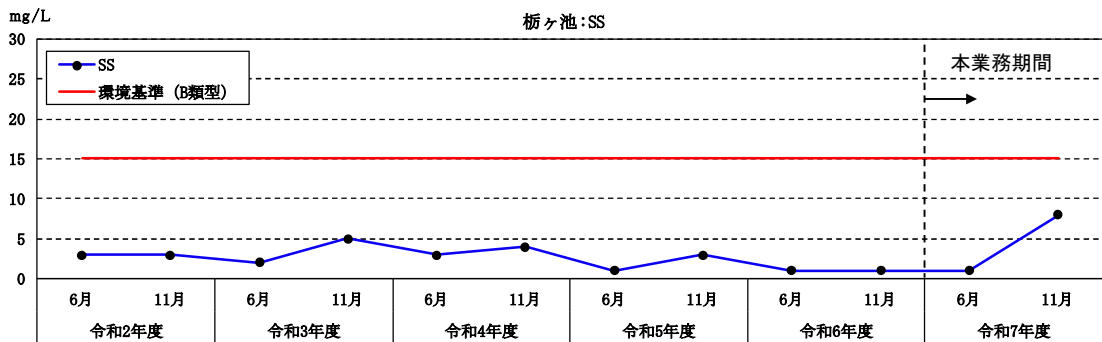
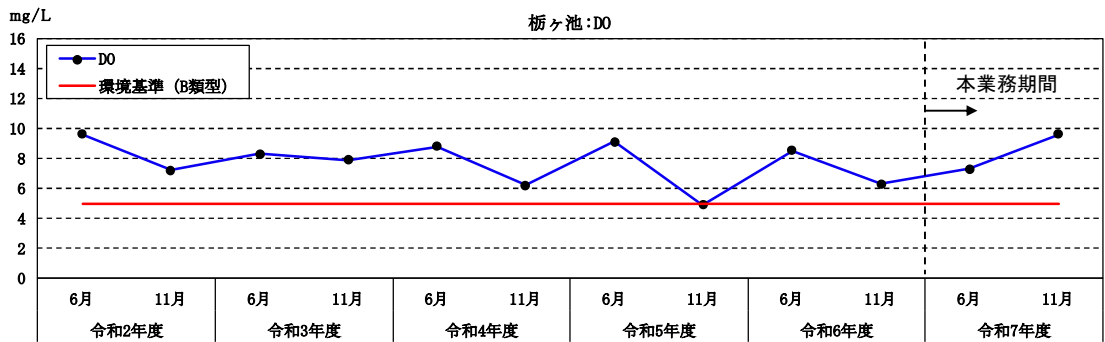
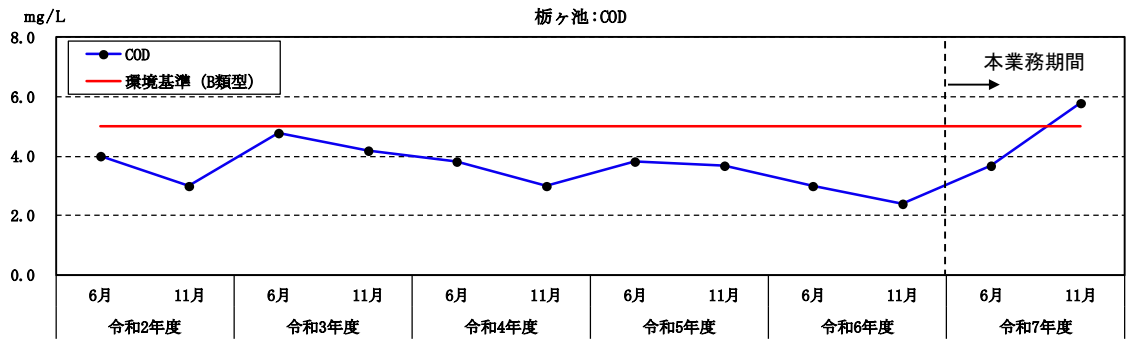


図 4-12(2) 経年変化 (栃ヶ池)

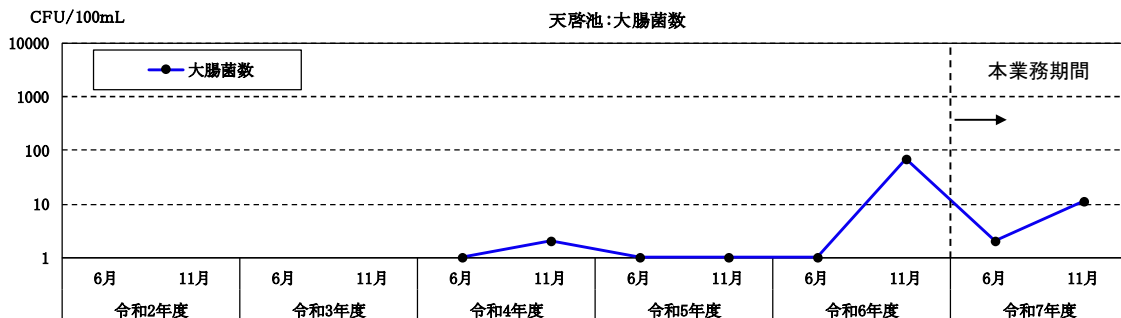
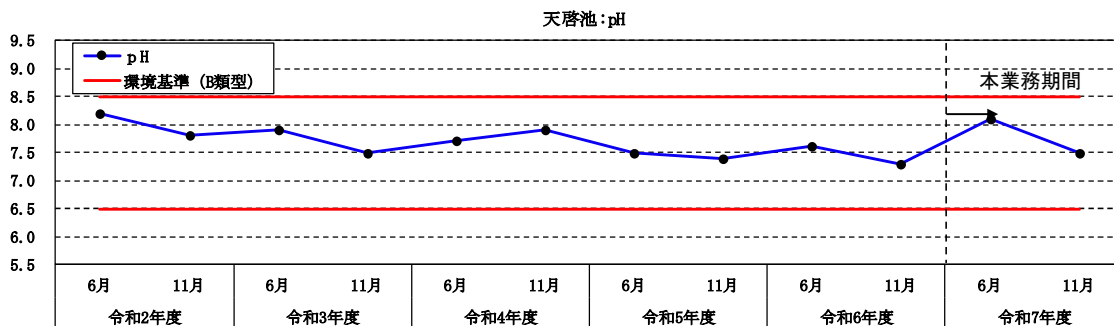
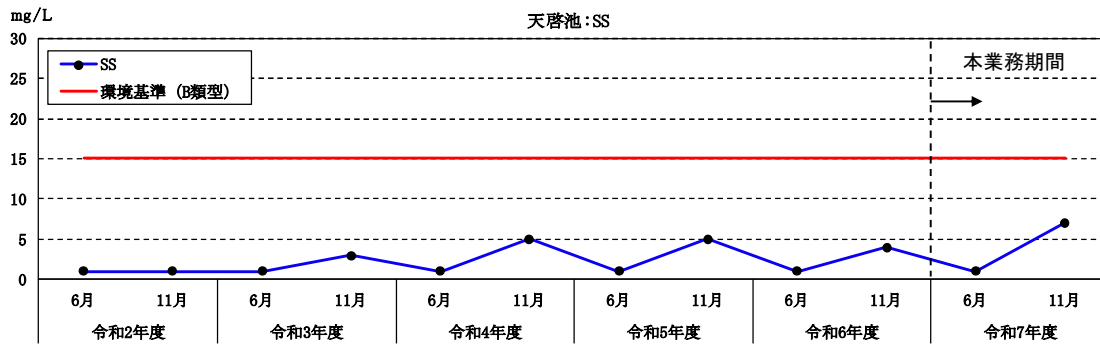
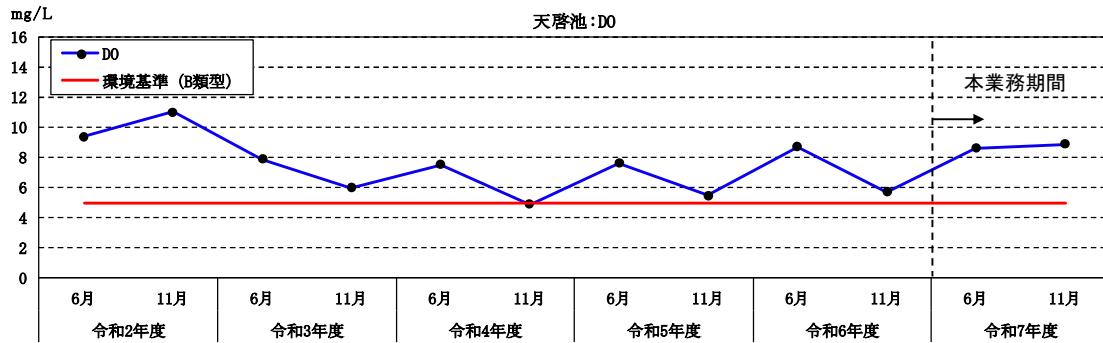
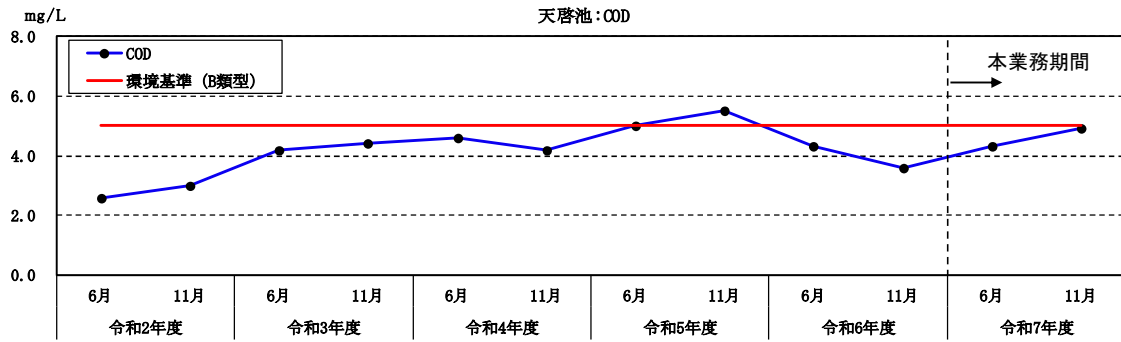


図 4-12(3) 経年変化 (天啓池)

4-13 排水調査結果

排水調査結果を表 4-13(1)～表 4-13(3)に示す。

排水基準等との比較を行ったが、全地点において満足していた。

表 4-13(1) 調査結果および基準値（ダイヘン工場排水）

項目	地点 年月日 単位	ダイヘン工場排水		排水基準	上乘せ基準
		令和7年6月18日	令和7年11月14日		
採水時刻	時:分	10:10	14:23	-	-
天候	-	晴れ	晴れ	-	-
気温	℃	33.4	22.0	-	-
水温	℃	25.2	17.0	-	-
pH	-	7.6	7.2	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD	mg/L	1.0	<0.5	160(120)	25(20)
COD	mg/L	2.9	2.4	160(120)	25(20)
SS	mg/L	5	3	200(150)	90(70)
大腸菌数	CFU/mL	<1	<1	800	-
n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	mg/L	<0.5	<0.5	5	1
n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	mg/L	<0.5	<0.5	30	10
フェノール類含有量	mg/L	<0.1	<0.1	5	1
銅含有量	mg/L	<0.02	<0.02	3	1
亜鉛含有量	mg/L	<0.05	0.07	2	-
溶解性鉄含有量	mg/L	0.71	0.67	10	-
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.08	<0.02	10	-
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	0.03	-
鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1	-
六価クロム化合物	mg/L	<0.02	<0.02	0.2	-
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1	-
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.005	-
砒素及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1	-
ふっ素及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	8	-
ほう素及びその化合物	mg/L	<0.02	<0.02	10	-
硝酸性窒素	mg/L	1.4	0.5	-	-
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.1	<0.1	-	-
アンモニア性窒素	mg/L	<0.1	<0.1	-	-
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	mg/L	1.4	0.5	100	-

※()内は日間平均

表 4-13(2) 調査結果および基準値（ホンダカーズ三重排水）

項目	地点 年月日 単位	ホンダカーズ三重	排水基準 (参考値)
		令和7年6月18日	
採水時刻	時:分	11:00	-
天候	-	晴れ	-
気温	℃	35.3	-
水温	℃	25.2	-
pH	-	7.4	5.8~8.6
BOD	mg/L	21	160(120)
SS	mg/L	25	200(150)
溶存酸素量(DO)	mg/L	1.3	-
n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	mg/L	1.4	5
n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	mg/L	3.0	30
窒素含有量	mg/L	0.9	120(60)
磷含有量	mg/L	0.18	16(8)

※()内は日間平均

表 4-13(3) 調査結果および基準値（クリスタルタウン下流）

項目	地点 年月日 単位	クリスタルタウン下流		排水基準 (参考値)
		令和7年6月18日	令和7年11月14日	
採水時刻	時:分	11:30	13:51	-
天候	-	晴れ	晴れ	-
気温	℃	34.1	18.3	-
水温	℃	33.7	28.6	-
pH	-	7.6	7.9	5.8~8.6
BOD	mg/L	0.7	<0.5	160(120)
SS	mg/L	<1	<1	200(150)
溶存酸素量(DO)	mg/L	8.6	7.7	-
大腸菌数	CFU/100mL	<1	<1	-

※()内は日間平均

4-14 ダイオキシン類調査結果

ダイオキシン類調査結果を表 4-14(1)～表 4-14(2)に示す。

河川、水路等の公共用水域については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質の汚濁に係る環境基準が定められているため、同基準との比較を行った。ミヤテック排水口については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設からの排出基準の適用は受けないが、参考として同基準との比較を行った。

両地点ともに環境基準を満足していた。

表 4-14(1) 調査結果および基準値（土羽の旧灰捨て場）

項目	単位	土羽の旧灰捨て場 水路(小川)	環境基準
PCDDs ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	pg-TEQ/L	0.367	-
PCDFs ポリ塩化ジベンゾフラン	pg-TEQ/L	0.05554	-
コプラナーPCB	pg-TEQ/L	0.00377680	-
Total ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.43	1

表 4-14(2) 調査結果および基準値（ミヤテック排水口）

項目	単位	ミヤテック 排水口	排水基準 (参考値)
PCDDs ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	pg-TEQ/L	0.0131	-
PCDFs ポリ塩化ジベンゾフラン	pg-TEQ/L	0.019126	-
コプラナーPCB	pg-TEQ/L	0.00048720	-
Total ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.033	10

注) pg とは 1 兆分の 1 グラムを示す。

TEQ (毒性等量) とは、ダイオキシン類は毒性の強さは異性体によって異なるために、異性体の量当たりの毒性を評価して 2, 3, 7, 8-TeCDD の量に換算していることを示す。

4. まとめ

河川調査では、環境基準値を満たしていない項目が散見されたが、概ね過年度と同様の傾向であった。しかしながら、松阪興産下流の SS については今年度は環境基準値を満足する結果ではあったが、過年度から高い値で推移しているため、今後も特に注視して監視する必要がある。

湖沼水調査では、栃ヶ池で COD について環境基準を超過している結果が確認されたが、その他の項目については全地点ともに環境基準を満足しており、概ね過年度と同様の傾向であった。

ダイオキシン類および排水調査では、すべての項目で環境基準もしくは参考値を満足する結果であった。